

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

—— 軍部との取引とロッキード社 ——

落 合 功

はじめに

本稿は、1940 年前後における大倉商事紐育支店について、米国国立公文書館所蔵の大倉商事関係史料を通じて明らかにするものである¹⁾。

米国国立公文書館には、戦前期に紐育で活動していた日本の総合商社に関する史料がまとまって残されている。同史料群は、日本の対外貿易を担った総合商社に対し、米国政府が日本の資力や軍事力を把握する目的で押収したものである²⁾。戦前期には総合商社の経営資料の押収が各国で行われていたが、米国が押収した日本企業は、三井物産、三菱商事をはじめとする 14 商社と 5 銀行に及ぶ。これらの史料群は「在米日系企業接収文書」と呼ばれ、すでに多くの研究成果が存在する³⁾。本稿で扱う大倉商事紐育支店（大倉組）の史料群も、

1) 本稿は、落合功「1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (1) — 米国国立公文書館所蔵資料から見た一断面 —」(『青山経済論集』第 75 巻第 3・4 号、2024 年) の続きである。関連した成果は落合功「大倉商事紐育支店と大倉喜六郎」(『レコードマネジメント』88、2025 年) がある。本来、「はじめに」の内容は「1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (1)」にあるので不要だが、本稿理解のために掲載した。また、本研究の概観を紹介した成果は、落合功「1935 年～41 年における大倉商事ニューヨーク支店」(上山和雄・吉川容編『戦前期北米の日本商社 在米接収史料による研究』2013 年、日本経済評論社) を参照されたい。なお、本稿において引用する史料は特に注記の無い限り米国国立公文書館所蔵史料(在米日系企業接収文書、RG131 文書)である。

2) 大倉商事紐育支店の史料が米国国立公文書館に所蔵されている経緯は前掲「1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (1)」参照されたい。

3) 本論に関する自身の研究史の整理については前掲「1940 年前後の大倉商事紐育支

接収文書の一つであり、紐育支店の活動を具体的に示している。

大倉商事紐育支店は、米国取引を中心に、中南米への市場進出の足掛かりを果たしてきた⁴⁾。大倉組に関する史料は東京経済大学に所蔵されており、これに基づく代表的成果としては『大倉財閥の研究』がある。総合商社（大倉商事）としての成果も見られるが、史料の残存状況の制約もあり、主に大倉財閥と対中投資の問題を中心に研究が進められてきた⁵⁾。対米取引については、これまでの研究が大陸進出に重点を置いていたことに加え、史料の残存状況に制約があったため、あまり議論されてこなかったといえる。この点において、米国国立公文書館所蔵の大倉商事紐育支店の史料群は、これまでの欠を補うに十分である。

大倉商事紐育支店についても、これまでにいくつかの研究成果があるが⁶⁾、筆者は、これらの調査成果を整理し、「1940年前後の大倉商事紐育支店の研究」として、大倉商事紐育支店の動向を明らかにし、戦前期における総合商社の役割を展望することを目指している。本稿も、その一環としての成果であり、大倉商事（紐育支店）と軍部の取引の実態について、契約書を中心に紹介するとともに、大倉商事と関係の深かったロッキード社との関係を、米国中立法の動向と絡めつつ明らかにするものである。なお、本稿では、以前の先行研究で概観してきたロッキード社との取引と米国中立法の関係について、史料紹介を含めつつ、全体的に明らかにすることを目的とする⁷⁾。

店の研究（1）」を参照されたい。

- 4) 落合功「1935年～41年における大倉商事ニューヨーク支店」
- 5) 大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』（近藤出版社、1982年）、最近の研究成果は、南原真・米山高生・李海調「大倉史料の研究」（『東京経済大学会誌』325号、2025年）
- 6) 金子文夫・渡辺渡「大倉商事株式会社の事業分析 大倉財閥の研究（6）」（『東京経済大学会誌』107、1978年）。
- 7) 本史料は米国国立公文書館所蔵史料を撮影したものに基き翻刻したものだが、頁間に記載されてある一文など、判読できない場所がある。不明な部分については「一文不明」と記載してある。こうした点については今後の課題としたい。なお、史料は本文中に記載せず、各項の最後にまとめて掲載したので参照されたい。また、紙面の関係で史料の表などのレイアウトを変えているものもある。ご了解願いたい。

Ⅱ－４ 軍部との取引

はじめに

大倉商事は、大倉家の閥閥を背景として軍部（とりわけ海軍）との結びつきが強く、その受注に応じていたことが知られている⁸⁾。実際、大倉商事の軍需物資の取引額は、三井物産や三菱商事に比肩する規模であった。

【表 1】【表 2】は、1937 年から 1940 年にかけての各商社ごとの海軍工廠・陸軍造兵廠からの注文額（受注額、船積み額、キャンセル額）を示している。同表を参照すると、海軍工廠および陸軍造兵廠のいずれにおいても受注していた商社は、大倉商事の他に三菱商事、三井物産、安宅商会、山武商事の 5 社であり、とりわけ高額を受注を得ていたのは、大倉商事、三菱商事、三井物産の 3 社で、受注額全体の 9 割以上を占めていた。

大倉商事を中心に見ると、各地の海軍工廠の受注額では、舞鶴・呉海軍工廠を除き、いずれも大倉商事が最高額である。とりわけ、海軍工廠の中でも圧倒的な受注額を占める横須賀工廠（海軍全体の約 3 割）から、6 割近い受注を得ている。

陸軍造兵廠においては、東京造兵廠、名古屋造兵廠、南満（南満州）造兵廠、広島造兵廠では三菱商事、陸軍航空本部（立川支所）および小倉造兵廠では三井物産が、それぞれ受注最高額を記録しているが、大倉商事も各陸軍造兵廠から幅広く受注している。大倉商事は陸軍購買団による大量購入に際しても積極的に受注していた（【表 3】）。大阪造兵廠は鉄砲・薬莖を生産していたため、大量の旋盤、ミリングマシン、グラインダー、スレディング、ボーリングマシンを買い付けている⁹⁾。

8) 本稿に関係あるレベルで紹介すると、大倉喜七郎の長男喜六郎の妻千代子は山本権兵衛の孫娘である。長女正子は目賀田重芳（本稿でしばしば出てくる、紐育支店長である。なお、この目賀田重芳は目賀田種太郎の次男）

9) 渡部聖「裸にされた貿易商社（太平洋戦争と在米商社）」（九州大学記録資料館産業経済資料部門編集『エネルギー史研究』26、2011 年）

【表1】海軍工廠、陸軍造兵廠よりの注文額（1937～40）ドル

	注文金額	船積額	キャンセル額	三菱商事	三井物産	安宅商会	大倉商事	山武商会	日本などで買付	ドイツから輸入
横須賀工廠	6,039,460	5,935,649	103,810	130,065	1,362,710	148,724	3,585,531	21,040	791,388	
飛行練習局（航空技術廠）	107,495	58,757	48,737		33,900		73,595			
広島工廠	2,485,487	1,588,784	896,703	147,838	439,418	281,631	1,229,336		387,262	
呉海軍工廠	2,125,279	2,084,696	40,582	62,108	99,970	46,769	87,448	58	1,828,925	
佐世保海軍工廠	1,702,731	1,680,260	22,471	33,567	50,239	94,010	12,047	15,903	1,496,963	
舞鶴海軍工廠	997,460	997,460	0	27,904	14,054	37,877		18	917,605	
横浜倉庫（横浜兵站部）	1,186,031	1,186,031	0		441,183	208,355	536,492			
神戸倉庫（神戸兵站部）	405,746	240,776	164,969	11,582	128,124	60,569	205,469			
海軍資材部（海軍艦政本部）	8,998	4,364	4,634	6,133	1,014	310	1,535			
海軍航空本部	1,279,312	1,266,101	13,210		6,600			49,742	1,222,970	
諸口	3,839,509	3,682,359	157,150	54,890	245,185		732,826	618	2,805,986	
合計	20,177,513	18,725,242	1,452,270	474,087	2,822,397	878,245	6,464,279	87,379	9,451,099	
大阪造兵廠	8,944,299	5,735,943	3,208,355	1,200,413	2,369,055	91,974	2,756,087		483,223	2,043,545
小倉造兵廠	2,989,029	2,967,503	21,525	632,765	550,725	83,402	723,316		446,498	552,321
東京造兵廠	2,141,692	1,941,139	200,553	562,425	417,168	83,554	351,582			726,962
名古屋造兵廠	1,858,280	1,719,667	138,612	632,923	324,038	90,936	376,060		29,398	404,924
小倉（仁川）造兵廠	43,423	18,904	24,519		17,563	18,904	6,956			
南満洲造兵廠（大連経由）	348,519	263,630	84,888	192,567	91,535	35,066	29,349			
広島造兵廠	211,047	36,880	174,167	101,231	2,976	9,610	97,230			
室蘭造兵廠	495,537	91,873	403,664	88,897	46,030		360,610			
陸軍航空本部（立川支所）	5,151,872	4,662,378	489,494	1,010,750	1,921,179	126,983	1,853,013	103,748	136,197	
諸口	3,872,029	4,968,294			46,298		234,709	121,464	3,469,558	
合計	26,055,727	22,406,211	4,745,782	4,421,971	5,786,567	540,429	6,788,912	225,212	4,564,874	3,727,752

注 (1) 「陸軍造兵廠に冠するレポート Report on Japanese Army Arsenals」「海軍工廠に関するレポート Report on Japanese Navy Arsenals」
 (2) 波部聖「裸にされた貿易商社（太平洋戦争と在米商社）」（九州大学記録資料館 産業経済資料部門編集「エネルギー史研究」26、2011年）
 (3) 「米国司法省戦時経済局対日調査資料集2」（2008年、日本図書センター）参照
 (4) 「ドイツから輸入」は全て今村ミッシェンにより三菱が受け入れたもの
 (5) 1ドル以下は切り捨て

【表2】海軍工廠と陸軍造兵廠より受注 (1937~40) ドル

海軍工廠	受注額 (商社間割合)	合計	三菱商事	三井物産	安宅商会	大倉商事	山武商会	日本などで 買付	ドイツから 輸入
	20,177,513	474,087	2,822,397	878,245	6,464,279	87,379	9,451,099		
		4.42%	26.31%	8.19%	60.27%	0.81%			
	18,725,242	416,349	2,560,737	827,795	5,388,474	80,768	9,451,099		
		4.49%	27.61%	8.93%	58.10%	0.87%			
	1,452,270	57,742	261,658	50,450	1,075,803	6,610			
		3.98%	18.02%	3.47%	74.08%	0.46%			
	7.20%	12.18%	9.27%	5.74%	16.64%	7.56%			
陸軍造兵廠	26,055,727	4,421,971	5,786,567	540,429	6,788,912	225,212	4,564,874		3,727,752
		24.89%	32.58%	3.04%	38.22%	1.27%			
	21,213,080	3,765,229	3,480,777	469,601	4,980,220	224,627	4,564,874		3,727,752
		29.14%	26.94%	3.63%	38.55%	1.74%			
	4,842,640	656,739	2,305,788	70,828	1,808,700	585			
		13.6%	47.6%	1.5%	37.3%	0.0%			
	18.6%	14.9%	39.8%	13.1%	26.6%	0.3%			

- 注 (1) 「陸軍造兵廠に冠するレポート Report on Japanese Army Arsenal」 「海軍工廠に関するレポート Report on Japanese Navy Arsenals」
 (2) 渡部聖「裸にされた貿易商社 (太平洋戦争と在米商社)」 (九州大学記録資料館 産業経済資料部門編集『エネルギー史研究』26、2011年)
 (3) 「米国司法省戦時経済局対日調査資料集2」 (2008年、日本図書センター) 参照
 (4) 「ドイツから輸入」は全て今村ミッシェンにより三麥が受け入れたもの
 (5) 本表における「商社間割合」とは、受注額合計から日本買付分、ドイツ輸入分を差引、注文額を割り、その上で100分率にしたもの。
 (6) 本表における「キャンセル率」とは各商社の受注額に対するキャンセル額である。
 (7) ドル以下は切り捨て

【表3】各購買団の注文額（船積額、キャンセル額）と会社ごとの受注額

	今村ミッション		熱海（渥美）ミッション		
	1937年	1938年	1939年		
			注文金額	船積金額	キャンセル額
三菱商事	481,719	1,716,994	1,679,787	1,112,793	566,994
三井物産	32,972	1,378,090	2,307,214	270,774	2,036,439
大倉商事	698,037	1,520,430	2,633,026	896,808	1,736,217
安宅商会			235,319	222,570	12,749
合計	1,212,729	4,615,515	6,855,347	2,502,947	4,352,400

	岡田ミッション		神田大佐ミッション		
	1935～37年	1937年	1939年		
			注文金額	船積金額	キャンセル額
三菱商事	221,372	504,214	285,163	195,415	89,748
三井物産	515,757	760,479	498,309	228,959	269,349
大倉商事	208,230	1,182,432	153,844	82,111	71,732
安宅商会			100,695	42,616	58,079
合計	945,360	2,447,126	1,038,012	549,102	488,909

- 注（1）「陸軍造兵廠に冠するレポート Report on Japanese Army Arsenals」「海軍工廠に関するレポート Report on Japanese Navy Arsenals」
- （2）渡部聖「裸にされた貿易商社（太平洋戦争と在米商社）」（九州大学記録資料館 産業経済資料部門編集『エネルギー史研究』26、2011年）
- （3）『米国司法省戦時経済局対日調査資料集2』（2008年、日本図書センター）参照
- （4）1ドル以下は切り捨て
- （5）1937年の今村ミッションは、150ミリ薬莢（SHEEL）と50キログラム爆弾を製造する機械の購入を目的とした。旋盤461台、ミリングマシン20台、バランシングマシン1台、グラインダー69台を購入している。1938年のミッションではドイツへの発注が多かった。
- （6）渥美ミッションは、8か所の陸軍造兵廠に納められた。旋盤37台、ミリングマシン90台、グラインダー63台をはじめとする工作機械、部品など367個であった。
- （7）岡田ミッションは、米国の航空機産業を視察し、戦争準備能力の評価であったが、改めて100万弗で旋盤25台、ミリングマシン54台、グラインダー25台、ドリリングマシン27台など合計144台を購入している。
- （8）第一次神田ミッションは、旋盤44台、ミリングマシン90台、グラインダー110台などを購入している。まだ第二次ミッションは陸軍の直接必要とするものだけでなく、民間企業の必要とする品物の代金は全て陸軍が支払い、民間業者には必要な部品を貸し出したとする。表に示した金額は、立川造兵廠向けに注文された商品の取り扱いのみを示している。
- （9）（5）～（8）までの内容は渡部聖「裸にされた貿易商社（太平洋戦争と在米商社）」による。

Ⅱ－４－１ 伊藤周次郎少将の欧米出張

昭和 10 年 4 月から 12 月にかけて、陸軍航空技術研究所長である伊藤周次郎少将を団長とした航空視察団が欧米各地を視察している（【史料Ⅱ－４－１】）。これは、欧米の航空機技術の飛躍的發展を受け、日本としての対応が求められたためである。伊藤周次郎は、欧米各地の戦闘飛行学校、航空技術部門などの航空関連部隊、および航空機メーカーなどの製造拠点を視察した。軍部による欧米視察団の派遣は、しばしば行われていた¹⁰⁾。大倉商事は、伊藤航空視察団の計画に対応し、旅程を入手し、視察の支援と営業活動を行っている。その具体的な旅程は【表】で示した通りである。

この視察団の目的は、欧米の主要国（波国（ポーランド）、独逸、英国、伊太利、仏国、米国）を中心に訪問し、飛行学校（航空学校）などの教育機関とともに、航空機会社を中心に視察する計画であった。加えて、ポーランド視察にあわせて、バルト三国をまわり、さらにソ連やスイス、オーストリア、チェコスロバキア、ルーマニア、ハンガリー、ユーゴスラビアへの出張・調査も計画されていた。各国ごとに視察希望の施設・機関が列挙されており、大公使館附きの武官が詳細な計画・指導を行うこととなっている。また、特に重点的に視察を希望する施設も指定されており、これを参照すると、最も重点が置かれているのは教育施設であるが、あわせて爆撃機など軍用機を製造・取り扱う航空機会社への視察にも大きな重点が置かれていた。なお、ソ連については情報が無く、視察計画を現地の武官に依頼している。

伊藤少将は紐育においてカメラやフィルムなどの撮影機材、クルーシ・レデオニムバス（撮影・記録装置と考えられる）だけでなく、マシンガンやリンク・トレーナー（Link Trainer・航空機操縦シミュレーター）を購入している（【史料Ⅱ－４－２】）。昭和 11 年 2 月までに立川陸軍航空技術研究所へ納入することになっており、視察希望施設も踏まえると、視察の意図はパイロットの航空技能向上の方策を検討することといえるだろう。

10) 千田武志「日本海軍に於ける航空機生産体制の形成と特徴」横井勝彦『航空機産業と航空戦力の世界的転回』日本経済評論社、2016 年）

この伊藤周次郎少将の視察結果をまとめた報告書によると、日本の航空事情の劣勢と、日本が欧米から地理的に遠隔地に位置することから、航空兵力の全力を攻勢作戦に投入することが戦略的に合理的であり、同時に防空も達成できるとし、防空専任の戦闘機部隊は常設すべきではないことを提言している¹¹⁾。

1937年5月には、伊藤が「欧米各国に於ける航空機の現状に就て」と題し講演を行っているが¹²⁾、欧米における航空機技術や軍事・民間航空の発達と、日本の実情との明らかな違いを紹介している。この講演で、伊藤は「軍事航空の拡充は勿論、航空工業の充実、民間航空事業の発展、航空技術研究機関の拡充、航空要員教育養成機関の完整等は現下に於ける我国の為すべき一大急務なるを痛感する次第であり、我国は将来に航空諸般に亘り一大刷新を要する時機にありと信じ・・・」と述べ、航空機材だけでなく、航空要員教育養成機関の設置の重要性を強調している。まさに伊藤が欧米視察で得た見聞の実感に基づく言葉といえよう。

なお、紐育で購入した器材は陸軍航空本部の検査を経て合格したものでなければならず、製造中は、随時、米国駐在の陸軍航空本部の駐在官が監督検査を行うこととなっている。また、支払いは出荷時に半額、完納後約2週間以内に残額を支払うこととされ、横浜正金銀行のレートに基づき円で支払うことになっていた。こうした対応は、大倉商事が軍部の代理店としての役割を果たしていたと評価できる。しかも、代理店といっても、販売の仲介だけにとどまらず、製品の製造、出荷、船積み、輸送時の事故・損傷への対応、そして最終納品に至るまで一貫して大倉商事が対応していたことになる。この点について、次項以降でも紹介する。

さらに、こうした海外視察・出張は、伊藤周次郎の一団だけでなく、広工廠航空機部長であった広瀬正経大佐も行っている。広瀬大佐は、同じ広工廠航空機部員の実吉金郎技師、岡本純造兵中佐、山田豊海軍航空本部技術部少佐らと

11) 柳澤潤「日本陸軍の本土防空に対する考えとその防空作戦の結末」防衛省防衛研究所戦史研究センター編『戦史研究年報』11、2008年3月

12) 伊藤周次郎「欧米各国に於ける航空機の現状に就て」『電気化学』5-8、1937年)

ともに、欧米各国の航空機視察を行った（【史料Ⅱ-4-3】）。同史料によると、広瀬大佐他 3 名は昭和 9 年 6 月 14 日に横浜を出航し、ロスアンゼルス（羅府）ではホテルオリンピックに宿泊することを、紐育支店長宮田準一に伝えている。

東京本社は宮田（紐育支店）に対し、紐育支店からロスアンゼルス（ロッキード社）まで赴き、視察が円滑に進むよう支援するとともに、ロッキード社に協力を求める旨を伝えるよう指示している。

Ⅱ-4-2 航空機の購入

欧米の航空機技術の発展と、それに対応した軍部の軍事上の必要性から、航空機搭載用の機関銃への関心が高まった。航空機の国産化は進められていたが¹³⁾、欧米と比較して技術的にはまだ劣っていたのである。軍部による米国における航空機技術導入の様子がわかる史料を、いくつか紹介する。

昭和 10 年（1935）1 月、大倉商事東京本社（陸軍係）は紐育支店に対し、極秘扱いとして指示を出した。すなわち、「(陸軍は) 外国製優秀品ニ着眼、主トシテ航空機（大型及高速度）其附属品及航空機搭載用機関銃ノ購入ノ計画アル」と、大型航空機、高速航空機、および附属品、航空機搭載用機関銃の購入計画があることを伝えている（【史料Ⅱ-4-4】）。

そのため、米国のメーカーと紐育駐在武官との連絡を密にし、優秀品を陸軍航空本部および技術本部等へ報告するよう指示している。また、本社陸軍係にも参考資料の送付を求めている。さらに東京本社からは、「仄聞スル処ニヨレバ他社、特ニ三井、三菱等ハ此方面ニ大分先ヅ好連絡及時機ノ所置ヲ取り居ル趣ニ付キ、右社等ニ遅レザル様至急深甚ナル御配慮ト努力被下度」と、三井物産や三菱商事をはじめとする他社に後れを取らないように求めている。

また、同時期にフリーマンが来日し、4 月末に航空機の計器着陸装置（Blind landing equipment）の試験走行が行われ、おおむね海軍の承認を得たとされる（【史料Ⅱ-4-5】）。Blind landing とは、霧や雪などの視界不良時に、パイロット

13) 千田武志「日本海軍に於ける航空機生産体制の形成と特徴」横井勝彦『航空機産業と航空戦力の世界的転回』日本経済評論社、2016 年）

トが視覚に頼らず、計器および地上誘導装置を用いて安全に着陸する技術・方式のことである。フリーマンの所属先は現時点では確認できていないが、彼は試験に立ち会った後、三週間ほど中国を旅行し、東京に戻ったのち氷川丸で米国に帰国している。

また、この時期には高性能エンジンの購入も行われている。プラット・アンド・ホイットニー (Pratt & Whitney) 社のツイン・ワズプ (Twin-Wasp、星型14気筒空冷エンジン) が優良とされたが、政府の許可が得られなかったため、最終的には愛知飛行機がフランスの Gnome et Rhône (ノームエロース) 社製のエンジン (Mistral Major) を購入し、同社とつながりの深い三井物産が受注したとされる。同史料は断片的であり、取引全体の一貫性を確認することは難しい。しかし、この時期、米国製の航空機部品が積極的に軍部に売り込まれ、各社が受注していた様子がうかがえる。

次に【史料Ⅱ-4-6】を参照しよう。この史料は時期が明記されていないが、紐育支店の宮田準一に宛てたものであることから、昭和10年頃と推定される。内容は飛行艇購入などに関する情報であり、コンソリデータード (Consolidated) 社が開発した長距離哨戒飛行艇 (P2Y-1) の購入に関するものとなっている。この飛行艇は、1930年代初頭に米国海軍にも採用されていた。これについては、中島飛行機がサイクロンエンジンの製造権を取得した関係もあり¹⁴⁾、飛行艇は三井物産がエンジンも含めて単価を下げて購入する見込みであると指摘している。

また、ロッキード・エレクトラ (Lockheed Electra) 旅客機は、海軍航空本部が購入している。この際、海軍航空本部の和田大佐は、ロッキード・エレクトラは最新機種であるため、もう少し詳細な調査が必要だと述べているが¹⁵⁾、

14) 中島飛行機は、この時期、多くのライセンス導入を行っている。1934年4月には Wright Aeronautical 社のサイクロン R-1820F (空冷星型単列9気筒) の製造権を取得している。佐藤達男『中島飛行機の技術と経営』(日本経済評論社、2016年)

15) 和田大佐は、『昭和十年一月一日調 現役海軍士官名簿』によると、海軍航空本部技術部部員兼技術会議委員となっている。この和田操は、1931年6月広工廠航空機部で設計主任をつとめ、海軍航空機試作三か年計画を作成し、航空機、発動機、航

その調査については「君ノ方デ調べレバ悪イ筈ハナイナト笑ヒ居ラレ候」と語り、和田大佐は大倉商事紐育支店の調査能力に信頼を寄せていた。このように、軍需物資の購入においては、購入者（軍部）の意向に基づきながらも、取引者（大倉商事）の製品理解が求められていた。そして、この商品理解において、軍部は大倉商事に絶大な信頼を置いていたのである。大倉商事（紐育支店）と和田大佐、ロッキード社との付き合いについては、次項でさらに紹介する。

さらに、グレン・マーチン（Martin）社が開発していた試作機の急降下爆撃機（diving bomber）について、輸出解禁の見通しが立ったとの報告もなされている。ただ、この急降下爆撃機については、ドイツ機にも優秀なものがあるとされ、比較検討が必要であることが示唆されている。また、リンク・トレーナーについても、陸軍航空本部では購入を決定している。このように、昭和10年以降、陸軍・海軍の航空本部は、航空機および航空機材の購入に積極的になっていた。大倉商事紐育支店は、軍部の意向に応じた情報収集を行い、販売に至ったことがわかるだろう。

Ⅱ－４－３ 工作機械の購入

大倉商事は、陸軍造兵廠大阪工廠を中心に旋盤をはじめとする工作機械を購入し、納入している。工作機械は、航空機製造に限らず、軍需製品全般の生産基盤として極めて重要な役割を果たしていた。沢井実の成果によると¹⁶⁾、米国は1937年夏以降景気が後退し、日本は米国にとって重要な輸出市場の一つとなったとされる。

本論と関係する1934年から39年の対日輸出の中心は、価額ベースではフライス盤、研磨盤、旋盤であり、台数ベースでは旋盤（なかでもタレット旋盤）、フライス盤、研磨盤であった。また、1920年代以降の米国製工作機械輸入は、ホーン商会（安宅商会）、アンドリウス商会、三井物産、三菱商事の5社を軸

空兵器を開発することを推進している。

16) 沢井実「日本工作機械工業とアメリカ」『マザーマシンの夢—日本工作機械工業史—』（名古屋大学出版会、2013年）

に展開していたとされる。

実際、1937年ごろには三井物産、三菱商事、安宅商会の3社とアンドリウス商会が主要な取り扱いを行っていた。ここに大倉商事の記載がないことについては、別稿で議論する。

ただし、【表1】で明らかなおり、大倉商事は各地の海軍工廠や陸軍造兵廠に多くの工作機械を納品していた。【史料Ⅱ-4-7】から【史料Ⅱ-4-17】が関係史料となる。

【史料Ⅱ-4-7】は全内容を記載しているが、【史料Ⅱ-4-8】以降は契約内容がほぼ同様のため、第二条までの抜粋記録にとどめた。

文書番号に欠番があるため注文内容が網羅されているわけではないが、これらの契約史料を整理した一覧が【表4】である。同表を参照すると、大倉商事はほとんど大阪工廠に納入していることがわかる。注目すべきは、レブロン社製の旋盤が多く購入されている点である¹⁷⁾。特に、テーパーアタッチメント付きの旋盤（テーパーアタッチメントは円錐形状を加工するための装置）が42台購入されており、航空エンジン部品や砲弾の外形加工を目的としていたと推察される。この点からも、大阪工廠を中心に陸軍が航空機産業や兵器生産力の底上げを図り、これに対応して大倉商事が商品紹介・発注に至ったといえるだろう。また、旋盤の他にも、研磨盤やフライス盤など単価の高額な工作機械も積極的に購入されている。

Ⅱ-4-4 神田購買団による航空輸送機20台の販売

昭和12年から13年にかけて、大倉商事は神田実陸軍航空兵器購買団との間で、航空輸送機20台、合計約200万ドルの取引を行った（【史料Ⅱ-4-18】【史料Ⅱ-4-19】）。

17) レブロン社は、1887年にリチャードナイト・レブロンによって、米国オハイオ州シンシナティに設立された。金属加工用旋盤製造会社として著名で、同社は1930年前後に開発した軽量高精度旋盤などが高く評価され、第二次世界大戦期に米国内外で広く使用された。

【表 4】大倉商事史料にみる工作機械取引

引渡し期限(最終)	品名	製造元	数量	単価 (円)	納入先
1 昭和13年2月25日	旋盤 (8尺)	レブロン社製	82	197,380	
		(テーパーアタッチメント付)	40	2,530	小倉10、名古屋10、大阪20
		(テーパーアタッチメント無)	42	2,290	小倉6、名古屋6、大阪30
2 昭和13年2月25日	旋盤 (マルチカッタ型)	レブロン社製	45	2,280	名古屋15、小倉15、大阪15
3 昭和13年2月25日	旋盤 (10尺)	レブロン社製	44	140,040	大阪44
		(テーパーアタッチメント付)	14	3,360	
		(テーパーアタッチメント無)	30	3,100	
4 昭和13年2月23日	旋盤 (9尺3寸)	レブロン社製	5	2,230	大阪5
5 昭和13年1月31日	中古旋盤		29	27,340	大阪29
6 昭和13年2月25日	旋盤 (9尺)	レーマン社製	14	44,590	大阪14
		(テーパーアタッチメント付)	7	3,290	
		(テーパーアタッチメント無)	7	3,080	
7 昭和13年2月25日	旋盤 (10尺)	レブロン社製	10	32,300	大阪10
		(テーパーアタッチメント付)	5	3,360	
		(テーパーアタッチメント無)	5	3,100	
8 昭和13年2月25日	旋盤 (8尺)	レブロン社製	8	2,290	大阪8
9 昭和13年3月25日	縦フライス盤	シン・シナチ・ミーリングマシーン社	3	6,970	大阪3
10 昭和13年2月25日	万能研磨機	シン・シナチ・ミーリングマシーン社	6	2,100	大阪6
11 昭和13年3月25日	万能研磨機	ランドイウスツール社製	5	4,980	大阪5

注 (1) 引渡し期限について、複数日ある場合は、一番最終の引渡し期限を記載している。

(2) 「売買契約書」参照。本論「史料Ⅱ-4-7」～「史料Ⅱ-4-17」参照。

先に紹介した【表3】によれば、神田実購買団は二度にわたって購買しているが、今回の契約がどちらに該当するかは不明である。この時のミッションでは、陸軍航空本部の民間航空機生産工場向けの航空機部品の買付も含まれており、購入した物品は民間業者へも貸し出されたとされる¹⁸⁾。

【史料Ⅱ-4-18】は、航空機本体購入の基本契約の覚書であり、【史料Ⅱ-4-19】は、その運用維持を支える交換部品・材料などの修繕契約を含めたものである。この二つの史料は、あくまでも陸軍航空兵器購買団長神田実と大倉商事株式会社紐育支店長・目賀田重芳との間で交わされた「覚書」である。正式な契約書ではなく、あくまで暫定的な取り決めであった。すなわち、神田実と目賀田重芳には正式な契約権限がなく、最終的な契約書は陸軍省（陸軍航空本廠第二課長）と大倉商事会長（皆川多三郎）との間で交わす必要があった。

ただし「覚書」によって大要をつかむことができる。おおよそ、購入兵器（品名）、価格、納入時期、費用負担などの取り決めは明記されており、単なる航空機単体の売買契約にとどまらず、包括的な契約内容が取り決められている。納品は陸軍航空本部の検査によってなされ、納期の遅延など問題が発生した場合には大倉商事がその負担を負う内容となっていた。

大倉商事にとって、リスクの高い契約内容であったといえる。ただし、付属覚書では、中立法などが発動された場合でも、「記載品ノ輸出禁止セラレタル場合ト雖モ官ハ本協定ノ御取消無之コト」とし、さらに「完成飛行機ノ保管料、保険料、金利及加州販売税或ハ空中輸送費等積出迄ニ要スル一切ノ実費ハ官ニテ御負担願上度キコト」と、出荷から納品に至るまでの費用は軍部が負担し、購入した以上はキャンセルできない条項が盛り込まれていた。

このように覚書には、①米国内での製造・集荷の責任、②中立法など政治的リスクの取り扱い、③為替決済、④分納と保管、⑤輸送・保険、⑥検査、⑦受入と配置、⑧部品供給と整備といった契約から納品までの一連の過程と責任の所在が明確に定められていた。

18) 渡部聖「裸にされた貿易商社」（『エネルギー史研究』第26号、2011年）

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

【表 5】 ロックヒード14WG三型輸送機（一台当たり）

単位はドル

1937年12月「覚書」	個数	価格	1938年2月「覚書」	個数	価格
輸送機	1	99,055.50	輸送機、予備部品、修理材料	一式	161,087.16
工場受値段		88,150.00	工場渡値段		127,748.30
荷造費、積出港までの運賃、保険料		1,650.00	荷造費、羅布埠頭までの運賃		3,478.00
積出港より横浜沖までの運賃		3,000.00	積出港より横浜沖までの運賃		17,325.00
金利 3 分、半金に対し 3 か月半		643.00	金利 5 分半、半金に対し 3 か月		798.42
手数料		2,644.50	手数料		3,832.44
合計		96,087.50	合計		153,182.16
保険料		1,547.00	保険料		1,155.00
国内諸掛		1,421.00	国内諸掛		6,750.00
総計		99,055.50	総計		161,087.16

〔史料Ⅱ-4-18〕〔史料Ⅱ-4-19〕参照。

注文はロックヒード（ロッキード）14WG 三型輸送機 20 台であり、立川陸軍航空支廠に納めることが計画されていた。このロッキード 14WG 三型輸送機は、世界で最初に時速 400km を達成した高速旅客輸送機として知られる。英国空軍では「ハドソン」と呼ばれて採用された。1936 年 2 月から 7 月にかけて、漸次納入される予定であり、当初の見積額は 1 機あたり 99,000 ドルであった。細目をみると、ロッキード社工場での航空機受取額が約 88,000 ドル、荷作り・運賃・保険料が 1,650 ドル、米国積出港から横浜沖までの運賃が 3,000 ドル、さらに保険料などが 1,550 ドルなど、諸経費が積み上がっていた。翌年 2 月になると、予備部品や修理材料が追加され、最終的な価格は 1 機あたり 161,087 ドルにまで増加している（【表 5】）。

なお、当時購入された航空機は、後に日本航空輸送会社に払い下げられたと推定される。

昭和 13 年（1938）6 月、日本航空輸送株式会社は、ロッキード 14WG 三型輸送機を中国大陸線急行便として使用するために輸入したことが知られている。ただ、同機には低速時に翼端失速の欠陥があり、一時飛行停止措置を受け

た。このため、ロッキード本社から技師が派遣され、修繕が行われた。その後、1939年8月、日本航空輸送会社は国際航空会社と統合し、大日本航空会社が設立され、1944年までロッキード14WG機が使用され続けた。陸軍も、1939年に立川飛行機に製造権を購入させて国産化を図り、1940年から42年にかけて45機を生産したとされる¹⁹⁾。

Ⅱ－4－5 三菱商事との「代理店」争い

同じ時期、大倉商事と三菱商事との間に、代理店を巡る訴訟問題が発生していた（【史料Ⅱ－5－20】【史料Ⅱ－5－21】）。

日本航空輸送株式会社および陸軍から発注を受けたロッキード社製25台の航空機について、大倉商事が代理店として契約を結んだ。この際、三菱商事側の仲介役クリミンスが、ロッキード社に対して訴訟を提起している。クリミンスは、代理店になれなかったにもかかわらず、「過去の努力料（報酬）」として総額28万5千ドルを支払うよう要求した。これに対してロッキード社は、「商談成立前のことであり、支払い義務はない」と拒絶したが、クリミンスは「飛行機完成ヲ妨害スル」と脅迫するなどして、執拗に要求を続けた。この一件自体は、大倉商事も軍部（陸軍）も直接関係ないことであった。

しかし、事件が新聞に公表されると、取引の実態や交渉過程が明らかになり、陸軍（神田購買団）との契約に悪影響を及ぼしかねなかったため、大倉商事紐育支店も対応を迫られた。

三菱商事側は、表向きには大倉商事や陸軍に協力する姿勢を見せつつ、裏では「問題を悪化させて陸軍・大倉商事・ロッキード側を窮地に追い込み、示談に持ち込む」計画を進めていた。これに対し、大倉商事紐育支店は、本社（重役席）に対し、三菱商事本社事務取締役に交渉し、将来の軍との関係維持のためにも、訴訟取り下げを指示するよう依頼している。

このように、大倉商事がロッキードとの契約を結び、軍部や日本航空輸送か

19) 伊藤良平編『航空輸送の歩み 昭和二十年迄』（1975年）

ら受注を得た背景には、こうした熾烈な商社間の競争があったのである。

先稿でも紹介した通り²⁰⁾、紐育の日本企業は、日本人会や商業会議所を組織して米国内での取引発展を目指していたが、受注を巡る競争は非常に激しかったのである。

小括

1930 年代の日本における航空機産業は、航空機、航空機部品・機材、工作機械のいずれにおいても、製造技術は十分ではなかった。したがって、これらの高度技術を欧米メーカー、特に米国に依存せざるを得なかった。こうした輸入を担ったのが、紐育に所在する日本の総合商社であり、大倉商事はその代表的存在であった。

大倉商事紐育支店は、軍部の注文に応えるとともに、代理店的な役割を果たしていた。

航空機・備品の購入には、ドル建てでの送金や技術資料のやり取りなど高度な事務能力に加え、機密保持や外交交渉など極めて高い能力が要求された。このため、信用ある特定商社に限られていたのである。

大倉商事紐育支店は、こうした条件を満たし、軍部の受注に応えるだけでなく、外交的・法的トラブルにも柔軟に対応し、軍部やロッキード社から高い信用を得るに至っている。たとえば、ロッキード 14WG 輸送機 20 台の納入に際しては、①軍部の注文・意向への対応と製品理解、②製造者との契約交渉、③国内外金融の手配、④船積・保険、⑤軍への報告と調整といった一連の業務を遂行した。こうした役割を果たすことで、大倉商事紐育支店は軍部（海軍航空本部、陸軍航空本部）からの信頼を得て、代理店として受注を拡大していったのである。

20) 前掲「1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (1)」

【史料Ⅱ-4-1】

(昭和10年)

自四月至十二月 欧米出張旅行予定計画 伊藤少将以下七名

【表】

国別	日次	月日	発着地	滞在地予定	視察希望箇所	摘要
満州	1	四月二十七日	東京発	旅行		
	2	四月二十八日	神戸着・発			
	3・4					
	5	五月一日	大連着	大連		
	6	五月二日	大連発	旅行	航空廠旅順支廠	
	7	五月三日	奉天着	奉天	野戦航空廠、兵器廠	
	8	五月四日	奉天発	旅行	満州航空会社、飛行第二大隊	
	9	五月五日	新京着	新京	関東軍司令部	
	10	五月六日		新京	飛行第十二大隊	
	11	五月七日	新京発、ハルビン着	ハルビン	飛行第十一大隊	
	12	五月八日	ハルビン発	旅行		
	13	五月九日	マンシュリ着	マンシュリ		
	14	五月十日	予備			
	15	五月十一日	マンシュリ発	旅行		
ソ連邦	22	五月十八日	モスコー着	モスコー	三日間モスコー滞在 視察計画武官ニ依頼ス	
	26	五月二十二日	モスコー発	旅行		
	28	五月二十四日	ワルソー着	ワルソー	一、PZL飛行機会社 二、ルブリン飛行機会社 三、PWS飛行機会社 四、地上直協隊	奥村少佐、有森大尉、谷川大尉、参加以後欧州全部行動ヲ共ニス、四ヶ月

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

					(此間エストニア、ラトビア、 リトアニア方面ニ旅行す)		
独逸	34	五月三十日	ワルソー発	旅行		〇一、航空研究所 DVL	谷口少佐 参加独国ノミ行動 ヲ共ニス半ヶ月
	35	五月三十一日	ベルリン着			〇二、独乙交通飛行学校	
						〇三、航空輸送会社材料廠	
						四、テンペルホフ航空港	
						五、ハンブルグ航空港	
						六、スツトガルト航空港	
						〇七、ユンカース飛行機会社	
						八、ハインケル飛行機会社	
						九、ドルニエ飛行機会社	
					主として「ペ ルリン」ニ滞 在シ、此間独 逸国内各地及 出来得レハ 「テンマルク」 ニ旅行ス	一〇、アルグス発動機会社	
						一一、ベエムベール発動機会社	
						〇一二、シーメンスハルスケー会社	
						〇一三、アスカニア計器会社	
						〇一四、テレフンケン会社	
英国	61	六月二十六日	ベルリン発	旅行		〇一五、ローレンツ会社	
	62	六月二十七日				〇一六、ツァイス会社	
	63	六月二十八日	ロンドン着			一七、ボツシユ会社	
						一八、アホゲス会社	
						一九、カールツァイス会社	
						二〇、ユンケル会社	
						二一、クルトベーパー会社	
						〇一、航空パーセント見学	
					〇二、空軍士官学校		
					〇三、中央飛行学校		

25日	主トシテ「ロンドン」ニ滞在シ、此間英国内各地及出来得レハ「スコットランド」ニ旅行ス	89	七月二十四日	ロンドン発 パリ一発	旅行 「バルカン」諸 国旅行	○四、第一技術練習学校 ○五、内国航空機補給廠及機関学校 ○六、爆撃隊一隊 ○七、陸軍協同隊（偵察） ○八、戦闘隊 ○九、国立航空研究所 ○一〇、飛行機及兵器実験所 一一、ホーカー飛行機会社 一二、プリストル飛行機会社 一三、ハントレページ飛行機会社 一四、フォールトンポール飛行機会社 一五、フェアリー飛行機会社 ○一六、ロールスロイス発動機会社 ○一七、ビッカース・アームストロング会社 一八、スミス計器会社 一九、クロイドン航空港	
12日		90	七月二十五日			一、スイス 二、オースタリー 三、チェツコスロヴァキア 四、ルーマニア 五、ハンガリー 六、ユーゴスラビア ○一、戦闘飛行学校 ○二、爆撃学校 ○三、第七爆撃隊 ○四、第十九偵察連隊 ○五、航空技術部	
108	伊太利	19日	八月七日	ローマ着	主として「ローマ」滞在、此間伊太利各地旅行	小川少佐参加伊太利国内ノミ 行動ヲ共ニス	

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

				〇六、同飛行班 〇七、カプロニ飛行機会社 八、ブレタ飛行機会社 〇九、イソッタタタ飛行機会社 一〇、ワイアット飛行機会社 一一、ガレリ会社 〇一二、空軍士官学校 〇一三、襲撃隊			
			旅行				
仏国	128 八月二十七日 129 八月二十八日 130 八月二十九日 131		パリー着 主として「パリー」 二滞在シ此間ニ仏 国右地出来レバ「ベ ルギー」「オランダ」 へ旅行ス	一、ベルサイユ航空学校 〇二、エタンプ高等操縦学校 〇三、ボルドウ機関学校 四、カゾーツ射撃学校 〇五、爆撃隊 〇六、戦闘隊 七、偵察隊 〇八、サービステクニク (技術部) 〇九、補給廠 一〇、ブルザエ航空港 一一、モラン飛行学校 一二、ニュポール飛行機会社 一三、アンリオ飛行機会社 〇一四、ベルナル飛行機会社 一五、アミオ飛行機会社 一六、ブレゲー飛行機会社 〇一七、ドボワチン飛行機会社 〇一八、イスパノ飛行機会社			和氣大尉参加仏国内行動ヲ共 ニス

乗船準備其他	12日				〇一九、ゲノムロン発動機会社 〇二〇、ミエロー飛行機会社 二一、アルカン会社 〇二二、アエラ会社 二三、ムードン風洞 本予備日数ハ欧州ニ於テ更ニ必要ヲ生ズレバ欧州方面ノ視察ニ引当、然ラザレバ渡米後「カナダ」視察ニ引当ツルモノトス	
	174					
	175					
	4日					
米 国	180	十月十八日	ニューヨーク着	船中	一、ビュローオブスタント 〇二、国立航空研究所 (NACA) 三、陸軍士官学校 〇四、航空技術部 (航空廠) 〇五、爆撃大隊ラングレフエルト 六、偵察大隊 (ミツチエルフエルト) 〇七、戦闘隊 〇八、サンアントニオ 学校 集団 (初歩、高等、爆撃) 〇九、カーチス飛行機会社 一〇、マルチン飛行機会社 一一、フェアチャイルド航空機会社 一二、同右航空写真機会社 〇一三、ゲルマン飛行機会社 〇一四、コンノリデット飛行機会社 一五、ホード飛行機会社 〇一六、ボーイング飛行機会社	神田少佐参加米国内旅行一ヶ月行動ヲ共ニス

40日				〇一七、ノースロップ飛行機会社 一八、ロックヒード飛行機会社 〇一九、カーチスライト発動機会社 二〇、カーチス発動機会社 〇二一、フラットアンドホエット ニー発動機会社 〇二二、ハミルトンスタンダード プロペラ会社 二三、ウエスタンエレクトリック会社 〇二四、バイオニア計器会社 二五、スベリージャイロ会社 二六、エクリップスエビエーション会社 二七、ウエスタンインクトリック会社 二八、GE会社 〇二九、ダゴラス飛行機会社 〇三〇、ボーリンググフエルド飛行隊 〇三一、攻撃大隊 〇三二、汎米航空会社	
	220	十一月二十八日		サンフランシスコ	
	4日	乗船準備			
	225	十二月三日	乗船		
15日	15日		太平洋		
	244	十二月十九日	横浜着		

備考

- 一、予定計画ニ準シ大公使館附武官ニ於テ細部計画指導セラレ度
- 二、視察希望箇所ハ一般ノ希望ヲ掲ケケタルモノニシテ〇印ハ特ニ希望スル箇所ヲ示ス適宜取捨計画相成度
- 三、摘要欄航空駐在官ノ一行ニ参加スル地点及其行動ノ概定ニシテ別ニ指達セラルル管

【Ⅱ-4-2】

米第参号

覚書

日本帝国陸軍航空視察団長伊藤周次郎（以下甲ト称ス）ハ陸軍所要航空器材ノ
購買ニ関シ陸軍官庁ノ正式契約ニ先チ大倉商事株式会社紐育支店代表者宮田準
一（以下乙ト称ス）トノ間ニ該契約ノ主要事項ヲ予メ左ノ通り協定ス

第一条 器材購買ニ関スル本契約ハ陸軍航空本部長（其ノ隸屬陸軍官庁ヲ含
ム）ニ於テ大倉商事株式会社取締役会長玉木誠次郎トノ間ニ締結ス
ルモノトス

甲乙双方共本契約成立ニ関シ義務ヲ負フモノトス

第二条 購買スベキ器材ノ名称、数量、価格、規格、納入期限及場所ハ附録
記載ノ通りトス

第三条 乙ハ覚書作製後直チニ文書ヲ以テ左ノ事項ヲ甲及米国駐在陸軍航空
本部駐在官ニ通知スルモノトス

爾後変更アリタル時ハ、陸軍航空本部長及前項駐在官ニ通知スルモ
ノトス

一、器材製作場所

二、製造着手及完成船積並納付予定月日

第四条 納入器材ハ陸軍航空本部ニ於ケル検査ニ合格シタルモノタルヲ要ス
乙ハ納品発前米国駐在陸軍航空本部駐在官ノ下検査ヲ受クルモノト
ス

第五条 乙ハ陸軍航空本部駐在官カ隨時製造工場ニ出入シ納入品ノ製造監督
ヲ行フタメ関係書類ノ提出其他総テノ便宜ヲ与フル義務ヲ負フモノ
トス

第六条 購買品ノ代金ハ紐育港積出ノ際、其ノ二分ノ一、契約品完納後概ネ
二週間以内ニ其ノ残額ヲ支払フモノトス

第七条 契約品納付ニ要スル費用及危険ハ一切乙ノ負担トス

第八条 本覚書ニ記載セサル事項ハ陸軍航空本部長ニ於テ本契約締結ノ際決

定スルモノトス

昭和拾年拾月 日

陸軍航空視察団長

大倉商事株式会社紐育支店

代表者

契約事項

一 契約総金額 米貨壹万參千八百六拾壹弗八拾五仙也

二 品種	数量	単価	小計	納期
------	----	----	----	----

マシンガン、カメラ、式組			式壹參九弗式六、	昭和拾壹年貳月末日
--------------	--	--	----------	-----------

クルーシ・レヂオニムバス、式組	壹六八參・五五、	參參六七・壹〇、	昭和拾壹年貳月末日	
-----------------	----------	----------	-----------	--

フィルム現像装置、式組、	四式四・九七、	八四九・九四、	昭和拾壹年貳月末日	
--------------	---------	---------	-----------	--

リンク・トレーナー、壹台、		七五〇三・三三、	昭和拾壹年貳月末日	
---------------	--	----------	-----------	--

三 納付場所 立川陸軍航空技術研究所

四 代金支払方法

代金ハ横浜正金銀行ノ公表又ハ証明スル弗ノ電信ニテ相場ニ依リ円ヲ以テ支払フモノトシ、前金払ノモノニ在リテハ紐育港積出当日後金払ノモノニ在リテハ納品ノ受授完了当日ノ相場ニ依ルモノトス

五 仕様要項

別紙ノ通りトス

【史料Ⅱ－4－3】

1934 June 8

紐育 宮田準一様

拝啓 毎々御高配ニ予リ難有御礼申上ゲ候

The Lockheed Aircraft Corporation ノ件

欧米各国航空機視察ノタメ出張セラルル広瀬大佐殿外三名ノ御一行ハ来ル六月十四日横浜出航ノ日本郵船秩父丸ニテ渡米、同二十九日羅府着『ホテル・オリ

ンピック』ニ御宿泊ノ上同卅日頃 The Lockheed Aircraft Corporation ヲ視察セラルル事ト相成リ候

Lockheed Electra 註文關係モ有之候間工場視察其ノ他便宜取り計ハレ度キ旨同社ヘ御依頼被成度御願申シ上ゲ候

【一文不明】セラルル今井武彦君モ秩父丸ニ同船羅府ヘオ供致ス筈ニ候間、御含ミ置キ被成度候・・・重役席ニ於テ右オ話有之候

御案内ノ今井君ハ外国ハ始メテノ事故イロイロ Lockheed 社ノ人々ニ御面倒願フ事ト存ゼラレ候間、其ノ点宜敷 Lockheed 社ヘ御依頼被成度御願申上ゲ候

広瀬大佐殿御一行ハ次ノ通りニ御座候

前広工廠航空機部長	大佐	廣瀬正経氏
前広工廠航空機部員	技師	實吉金郎氏
前広工廠航空機部員	造兵中佐	岡村純氏
前航空本部技術部 前艦政本部第三部部員	少佐	山田豊氏

右ノ内岡村造兵中佐殿米国丈ケニテ帰朝セラル、筈ニテ、他ノ三氏ハ米国ヨリ欧州ヘオ渡リノ筈ニ候

先ハ右要用ニテ如斯ニ御座候 勿々

【史料Ⅱ-4-4】

昭和拾年壹月貳拾四日

紐育支店御中 本社陸軍係

拝啓 貴方益々御清栄之段奉慶賀候

陸軍航空機方面商売ニ関スル件

乍早速儀極秘ニ承知仕候処ニヨレバ軍部トシテ特ニ拾年、拾壹年度ニ於テ外国製優秀品ニ着眼、主トシテ航空機（大型及高速度）其附属品及飛行機搭載用機関銃ノ購入ノ計画アルニ付テハ、此ノ意ヲ体シ錦地方ノ適当ナルメーカー及駐在武官ト一層密接ナル連絡ヲトラレ、武官ヲ通シドシドシ優秀品ヲ陸軍省航空本部及技術本部等ヘ其ノ報告ヲ送ラルルト同時ニ弊係ヘ宛テ充分ナル参考材料ヲ御送り被下度、仄聞スル処ニヨレバ他社、特ニ三井、三菱等ハ此方面ニ大分

先ンジ好連絡及時機ノ所置ヲ取り居ル趣ニ付キ、右社等ニ遅レザル様至急深甚ナル御配慮ト努力被下度ニ御願申上候 敬具

【史料Ⅱ-4-5】

昭和 10 年 5 月

紐育 宮田準一様

拝啓 貴台 益々御清祥奉賀候

Mr Freeman 帰国ノ件

四月末完成セル Blind landing equipment ハ其ノ後海軍当局ノ手ニテ実験試験ノ結果（堀内中佐御自身モ度々飛行機ニテ試験セラレ候）nearly good ノ程度ト相成リ、F 君奉朝ノ目的モ達セシワケニテ同慶ノ至リニ御座候

該装置ヲ陸軍空輸會社方面ヘモ推薦致ス様ニ大口ノ係ヘ依頼致シ居リ候

貴君ハ三週間支那ヲ旅行シ昨日ノ午后三時半頃着京セシニツキ、昨晚ハ F 君夫妻ヲ主賓トシテ送別会ヲ開催、本日午前中海軍省ヘ御挨拶ヲナシ午后三時ノ氷川丸ニテ出帆歸米ノ途ニツク筈ニ候

Twin - Wasp for aircraft Toker ノ件

先般御配慮願候 wasp two-row engine ハ政府ノ許可ナキタメ其ノ俣ト相成リ誠に残念ニ存ジ候

愛知ハ止ムヲ得ズ、仏国ノ Gnome Rhone mistral major ヲ買フ事ト相成リ当方ヘ依頼セラレ候ヘドモ Gnome Rhone 社ハ中島トノ關係ニテ三井物産ト密接ナ立場ニ在リテ先方が当方ヘ委セズ、遂ニ三井物産ヘ注文ハ参リ申シ候

愛知ハ mistral major ヨリモ twin wasp ニ非常ナ期待ヲ持チ居リ政府ノ許可ガ有リ次第買ヒ度イカラ他社ニヌケガケセラレヌ様御注意アリ度シト同社増本常務ヨリ直口オ話有之候間、御如オナキ事トハ存ジ候ヘトモ絶エズ御注意ノ程御願申シ上ゲ候

次ニ貴地海軍事務所ノ書記トシテ今井友次郎氏貴君ト同船氷川丸ニテ出発セラルル事ト相成リ居リ候間宜敷御願申上候

来月二日ノ大洋丸ニテ貴方ヘ転任セラルル竹内君ハ明日ノ朝小生同道桜井様オ

邸ヲ訪問御挨拶申上グル予定ニ候

先ハ右要用ノミ如斯ニ御座候

匆匆

【史料Ⅱ-4-6】

紐育 宮田準一様

拝啓 貴台益々御清祥奉賀候

Consolidated P2Y-1 Flying-boat の件

本月十八日附弊信ニテ申シ上ゲ候、主記飛行艇ニ関シ貴電次ノ通り拝誦仕り候
(五月廿日入手)

貴電飛行艇大佐推薦セズ本部三井ヲ指定シ註文目下許可交渉中ト了解ス、中島最近 Cyclone 製造権ヲ買ツタ関係上飛行艇三井經由買ヒリノ engine ヲモ算入、今後ノ単価性減スル目的ト聞ク、以上ノ了解ニ相違アリ、本部意向我等参加ヲ承認スルナラ別ニ考慮ノ必要アリ、早速ノ御回答御配慮謝上ゲ候、御申越ノ内容ニツキテ、航本当局ノ御意向オ伺ヒ致シ候処、航本技術部首席部員和田大佐殿（櫻井□□大佐ノ次ニ首席部員トナラレシ方）ハ当方ノ参加ヲ希望セラレザル模様ニツキ、電信ニテ其ノ旨申シ上ゲ候、折角御面倒願ヒ候トモ右事情ニテ致方無之候間、此ノ話ハ御打ち切りニサレ度候

Lockheed Electra ノ件

本年四月十六日附貴信ニテ拝承仕候居り候 Lockheed Electra ハ航本ニ於テ慎重ニ考究セラレ候、結果購入セラルル事ト相成リ候、是偏ニ貴台御努力ノ賜ト感謝致シ居り候、而シテ和田大佐殿ハ Electra ハ最新ノモノ故、評判ガワカラナイカラ君ノ方デ調べテ貰ヒタイ・・・君ノ方デ調べレバ悪イ筈ハナイナト笑ヒ居ラレ候。

尚お目下貴地方ニテ航行ノ飛行キ会社ストライキニ関係ノ有無オ調べ被成度願上ゲ候

Martin diving bomber 125 ノ件

予而ヨリ懸案ノ diving bomber 125 ハ近ク解禁セラル可シトノ貴信拝見仕り候ニ付、早速航本当局ヘ其ノ旨申上ゲ置キ候

diving bomber モ独逸ニ相当優秀ナル有之、余リ遅クナレバ折角解禁サレテモ
Martin ノ影薄キ事ト相成ル可キニツキ、成ル可ク至急解禁セラルル様一層ノ
御努力願上ゲ候

Link Trainer for Navy ノ件

過日御通信ニ予リ候 Mr Casey Jones Link Trainer 航本当局へ採用方出願
中ノトコロ早速総監督官購買セラレ候由御尽力難有御礼申上ゲ候

陸軍係ヘモ推薦依頼仕リ置キ候

【一文不明】

勿々

【史料Ⅱ－4－7】

造調米第七号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠会計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治
ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 旋盤（八呎）レブロント会社製
- 二 規格 米設第二〇七号
- 三 数量 八拾貳台（テーパーアッタチメント付四拾台）
- 四 単価 金貳千五百參拾弗也（テーパーアッタチメント付）金貳千貳百
九拾弗也（テーパーアッタチメント無キモノ）
- 五 代金 金拾九萬七千參百八拾弗也
- 六 引渡場所
- 七 引渡期限及引渡先 内訳書ノ通り
- 八 納入場所

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及
被包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用（引渡後ヨリノ運送及保險並関

税ニ関スル費用ヲ除ク)ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ク、但シ注文製造品ニ在リテハ本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遅滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

第三条 目的物ノ所有權ハ引渡場所ニ於テ乙カ引渡先ニ其ノ引渡ヲ完了シタルトキ移転ス

第四条 代金ハ契約締結後概ネ五日以内ニ其ノ約四分三ヲ亦残額ハ甲ノ米国出發前何レモ前金ヲ以テ支払フ

第五条 乙カ期限ニ至ルモ物品ノ引渡ヲ了ラサルトキハ其ノ期限ノ翌日ヨリ引渡当日ニ至ル迄延滞日数壹日毎ニ其ノ未了数ニ対スル代金ノ千分ノ式ヲ甲ニ支払ヒ又ハ甲ハ該金額ヲ契約額ヨリ減額シテ支払フ

但シ延滞ノ原因カ不可抗力ニ因ルモノト甲ノ認メタルモノハ此ノ限ニアラス

第六条 甲ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ本契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトヲ得

一官ニ於テ不得止事由アリタルトキ

二乙カ故ナク本契約ヲ履行セス、又ハ之ヲ遅延シ若クハ履行ノ見込ナシト甲ニ於テ認メタルトキ

三官ノ行フ監督、検査其ノ他本契約履行ニ関シ乙又ハ其ノ代理人若クハ使用人カ掛員ノ正当ナル指図ニ従ハス、又ハ不正行為アリト甲ニ於テ認メタルトキ

四前各号ノ外、乙カ本契約ノ履行ヲ辞シタルトキ、若クハ違背シタルトキ

前項第一号ニ依リ契約ヲ解除シタル場合、甲ニ於テ必要ト認メタル

時ハ相当ノ損害ヲ賠償ス

第二号乃至第四号ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ乙ハ違約金トシテ
契約解除ニ係ル代金ノ百分ノ拾ニ相当スル金額ヲ甲ニ支払フモノト
ス、但シ違約金ノ徴収ハ甲ノ保有スル損害賠償ノ請求権ヲ妨ケス
本契約ヲ解除シタル場合ハ乙ハ第四条ニ依リ支払ヲ受ケタル前払金
ヲ甲ノ指図ニ從ヒ之ヲ還付スルモノトス、其ノ邦貨換算ハ支払当日
ノ横浜正金銀行建対米銀行電信売相場ニ依ル

第七条 左ノ金額ハ代金ト相殺スルコトヲ得

一延滞償金及違約金其ノ他乙ノ負担スヘキ費用

二甲ノ請求スル損害賠償

第八条 乙ハ不可抗力其ノ他之ニ準スヘキ事由ニ因リ、引渡期間内ニ引渡ノ見
込ナキトキ若ハ引渡ス能ハサリシトキハ遅滞ナク其ノ事実ヲ甲ニ申出
テ、其ノ指図ヲ承クルモノトシ、甲ハ相当ト認メタルトキハ更ニ期限
ヲ延期シ又ハ延滞責任ヲ免除スルモノトス

第九条 当廠持込品ニシテ甲乙両者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リ生シタル
損害ハ左ノ区分ニ依リ負担ス

一検査中ノモノ又ハ未検査品ノ損害若ハ検査合格品ニシテ納入前ノ損
害ハ甲ノ負担トス

二持出ササル不合格品ノ損害ハ乙ノ負担トス

第十条 契約物件ノ製造又ハ加工ノ為指定以外ノ工場ヲ利用セントスルトキハ
乙ハ利用工場ノ概要並利用ノ程度ヲ願出テ甲ノ承認ヲ受ク

第十一条 本品ノ検査ハ第二条ニ依ルノ外検査官カ工場ノ視察ノ希望ヲ申出タル
トキハ便宜ヲ取計フ如ク予メ製造工場ト協定シ置ク

第十二条 本契約ニ係ル検査ノ合否、契約書ニ明記セル事項外ノ認定又ハ解釈並
訴訟提起ヲ要スル場合ニ於ケル裁判所ノ選定ニ関スル決定権ハ甲ニ属
ス

第十三条 本契約ノ効力ニ就テハ日本帝国ノ法令ニ從フ

本契約書式通ヲ作り甲乙記名捺印シ各自其ノ壺通ヲ保有ス

昭和十二年拾壹月貳拾七日

買主 陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理

陸軍砲兵大佐 今村 貞治

売主 大倉商事株式会社 取締役 皆川多三郎 代理

大倉商事株式会社 紐育支店 代表者 目賀田重芳

品名

数量

一六吋×八呎旋盤 テーパーアッタチメント付 四〇

引渡期日及数量

昭和拾参年壹月貳拾五日 壹〇 小倉 壹〇 名古屋

昭和拾参年貳月貳拾五日 貳〇 大阪

単価

小計

貳五参〇弗〇〇

壹〇壹貳〇〇弗〇〇

一六吋×八呎旋盤 テーパーアッタチメントナシ 四貳

昭和拾参年壹月貳拾五日 六 小倉 六 名古屋

昭和拾参年貳月貳拾五日 参〇 大阪

貳貳九〇弗〇〇 九六壹八〇弗〇〇

合計 八貳 小計 壹九七参八〇弗〇〇

引渡場所 紐育大阪商船株式会社埠頭倉庫

引渡先 大阪商船株式会社紐育支店

購買明細書

米設第二〇七号

一、本機ハ米国レブロンドマシーンツール会社製一六吋ギヤーヘッド八呎旋盤

ラビットプロダクション型ト同一型式構造ノモノタルヘシ

二、容量 寸度

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

ベッド上ノスキング	一七吋四分ノ一
両心間ノ最大距離	五二吋二分ノ一
主軸回転数 (五四一三七五毎分)	六種
主軸孔ノテーパー	モールス四番

三、属品

心押台	一組
刃具用注油装置	一式
テーパー削装置 (四〇〇台ニ附ス)	一箇
ねぢ廻し スパナー其他	一式
電動機 (五馬力)	一箇
電磁開閉器	一箇

四、其他

イ工作材料精度其ノ他ニ関シテハ日本機械学会制定旋盤規格標準様式ニ準シ
入念ニ製作スルモノトス
ロ電気器具機械ノ品位ニ関シテハ日本標準規格ニ準ス
ハ本機納入ノ際ハ据付図 使用説明書 検査成績記録表 荷造明細書各二通
ヲ添付スヘシ
ニ名称札 (属品札ヲ含ム) 及本機ノ全容及属品ヲ含ム写真ハ造兵廠本部ノ指
示ニ従ヒ持込ト同時ニ作製納付スヘシ

【史料Ⅱ-4-8】

造調米第八号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠会計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治
ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後々ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 旋盤（マルチカット型）レプロンド会社製
- 二 規格 米設第二〇八号
- 三 数量 四拾五台
- 四 単価 金貳千貳百八拾弗也
- 五 代金 金拾萬貳千六百弗也
- 六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和拾參年壹月貳拾五日 貳拾台
(各拾台宛、名古屋及小倉工廠納入)

貳月貳拾五日 貳拾五台

(各五台宛名古屋及小倉工廠納入、拾五台大
阪工廠納入)

大阪商船株式会社紐育支店

- 八 納入場所 陸軍造兵廠小倉工廠 陸軍造兵廠大阪工廠 陸軍造兵廠
名古屋工廠 各拾五台

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被
包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用（引渡後ヨリノ運送及保險並關稅ニ
關スル費用ヲ除ク）ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査
ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ケ、但シ注文製造品ニ在リテハ
本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ム
ルコトヲ得受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減
価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遲滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

(後略)

【史料Ⅱ-4-9】

造調米第九号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治
ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 旋盤（拾呎）レブロント会社製
- 二 規格 米設第二〇九号
- 三 数量 四拾四台（テーパーアッタチメント付拾四台）
- 四 単価 金參千參百六拾弗也（テーパーアッタチメント付）金參千壹百
弗也（テーパーアッタチメント無キモノ）
- 五 代金 金拾四萬四拾弗也
- 六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和拾參年壹月貳拾五日 拾四台
貳月貳拾五日 參拾台
大阪商船株式会社紐育支店

八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被
包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用（引渡後ヨリノ運送及保險並關稅ニ
關スル費用ヲ除ク）ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査
ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ケ、但シ注文製造品ニ在リテハ
本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ム
ルコトヲ得受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減
価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遲滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

（後略）

【史料Ⅱ-4-10】

造調米第一二号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治
ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 中古旋盤
- 二 規格 米設第六五号乃至第九三号
- 三 数量 式拾九台
- 四 単価 内訳書ノ通り
- 五 代金 金貳萬七千參百四拾弗也
- 六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和拾貳年拾貳月式拾五日 拾四台

昭和拾參年壹月參拾壹日 拾五台

大阪商船株式会社紐育支店

八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被
包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用（引渡後ヨリノ運送及保險並關稅ニ
關スル費用ヲ除ク）ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査
ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ケ、但シ注文製造品ニ在リテハ
本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ム
ルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為
シ又ハ乙ニ於テ遲滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

(後略)

【Ⅱ-4-11】

造調米第一三号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治
ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 旋盤（九呎）レーマン会社製
- 二 規格 米設第二一三号
- 三 数量 拾四台（テーパーアッタチメント付七台）
- 四 単価 金參千貳百九拾弗也（テーパーアッタチメント付）金參千八拾
弗也（テーパーアッタチメント無キモノ）
- 五 代金 金四萬四千五百九拾弗也
- 六 引渡場所 羅府大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和拾參年貳月拾日 九台

貳月貳拾五日 五台

大阪商船株式会社羅府支店

八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被
包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用（引渡後ヨリノ運送及保險並關稅ニ
關スル費用ヲ除ク）ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査
ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ケ、但シ注文製造品ニ在リテハ
本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ム

ルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遲滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

(後略)

【史料Ⅱ-4-12】

造調米第一四号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 旋盤（拾呎）レブロント会社製
- 二 規格 米設第二一四号
- 三 数量 拾台（テーパーアタッチメント付五台）
- 四 単価 金參千參百六拾弗也（テーパーアタッチメント付）金參千壹百弗也（テーパーアタッチメント無キモノ）
- 五 代金 金參萬貳千參百弗也
- 六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和拾參年貳月貳拾五日
大阪商船株式会社紐育支店
- 八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用（引渡後ヨリノ運送及保險並關稅ニ關スル費用ヲ除ク）ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ク、但シ注文製造品ニ在リテ

ハ本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ム
ルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為
シ又ハ乙ニ於テ遅滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

(後略)

【史料Ⅱ-4-13】

造調米第一五号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治
ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

一 品目 旋盤 (八呎) レプロント会社製

二 規格 米設第二一五号

三 数量 八台

四 単価 金貳千貳百九拾弗也

五 代金 金壹萬八千參百貳拾弗也

六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫

七 引渡期限及引渡先 昭和拾參年貳月貳拾五日 大阪商船株式会社紐育
支店

八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被
包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用 (引渡後ヨリノ運送及保険並関税ニ
関スル費用ヲ除ク) ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査

ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ケ、但シ注文製造品ニ在リテハ
本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ム
ルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為
シ又ハ乙ニ於テ遲滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

(後略)

【史料Ⅱ-4-14】

造調米第一六号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治
ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 旋盤（九呎参吋）レプロンド会社製
- 二 規格 米設第二一六号
- 三 数量 五台
- 四 単価 金参千貳百三拾弗也
- 五 代金 金壹萬六千貳百五拾弗也
- 六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和拾参年貳月貳拾三日

大阪商船株式会社紐育支店

八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被
包竝納入完了迄ニ要スル一切ノ費用（引渡後ヨリノ運送及保険並關稅ニ
關スル費用ヲ除ク）ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ク、但シ注文製造品ニ在リテハ本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ
乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ムルコトヲ得
受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遅滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム
(後略)

【史料Ⅱ-4-15】

造調米第三〇号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠会計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 堅フライス盤 (シン・シナチ・ミーリングマシーン会社製)
- 二 規格 米設第二三〇号
- 三 数量 参台
- 四 単価 金六千九百七拾弗也
- 五 代金 金貳萬九百拾弗也
- 六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和拾参年参月貳拾五日

大阪商船株式会社紐育支店

- 八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被包並納入完了迄ニ要スル一切ノ費用 (引渡後ヨリノ運送及保険並関税ニ

関スル費用ヲ除ク)ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ク、但シ注文製造品ニ在リテハ本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遲滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

【史料Ⅱ-4-16】

造調米第一九四号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠會計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

一 品目 万能研磨盤(シンシナチ・ミリングマシン会社)

二 規格 米設第一二四号

三 数量 六台

四 単価 金貳千壹百弗也

五 代金 金壹萬貳千六百弗也

六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫

七 引渡期限及引渡先 昭和拾参年貳月貳拾五日

大阪商船株式会社紐育支店

八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被包並納入完了迄ニ要スル一切ノ費用(引渡後ヨリノ運送及保險並関税ニ

関スル費用ヲ除ク) ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ク、但シ注文製造品ニ在リテハ本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遅滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

【Ⅱ-4-17】

造調米第二四九号

売買契約書

物品ノ売買ニ付買主陸軍造兵廠会計部長青山彦九郎代理陸軍砲兵大佐今村貞治ト売主

大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳ト左ノ条項ヲ契約ス

以下本書ニ於テ前者ヲ甲後者ヲ乙ト記載ス

第一条 売買ノ要件ハ左ノ通トス

- 一 品目 万能研磨盤 (ランデイスツール会社製)
- 二 規格 米設第二二九号
- 三 数量 五台
- 四 単価 金四千九百八拾弗也
- 五 代金 金貳萬四千九百弗也
- 六 引渡場所 紐育大阪商船株式会社 埠頭倉庫
- 七 引渡期限及引渡先 昭和十三年三月二十五日

大阪商船株式会社紐育支店

- 八 納入場所 陸軍造兵廠大阪工廠

前項第五号ノ代金ニハ特約アル場合ノ外物品ノ性質上必要ナル容器及被包並納入完了迄ニ要スル一切ノ費用 (引渡後ヨリノ運送及保険並関税ニ

関スル費用ヲ除ク)ヲ含有ス

第二条 契約品ハ総テ買付地又ハ製造工場ニ於テ官ノ指定シタル検査官ノ検査ヲ受ケ更ニ当廠ニ持込ノ上受領検査ヲ受ク、但シ注文製造品ニ在リテハ本項前段ノ検査ハ当廠持込後之ヲ行フ

乙又ハ乙ノ代理人ハ検査ニ立会ヒ又ハ成績ニツキ検査官ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

受領検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ甲乙協議ノ上減価採用ヲ為シ又ハ乙ニ於テ遅滞ナク持出シ其ノ代品ヲ持込ム

【史料Ⅱ-4-18】

米第壹号

覚書

日本帝国陸軍航空兵器購買団長神田実(以下甲ト称ス)ハ陸軍航空本廠所要航空兵器類ノ購買ニ関シ同本廠長ノ正式契約ニ先チ大倉商事株式会社紐育支店代表者目賀田重芳(以下乙ト称ス)トノ間ニ該契約ノ基礎トナルヘキ要項ニ就キ予メ左ノ通り協定ス

第一条 兵器購買ニ関スル本契約ハ陸軍航空本廠第二課長ニ於テ東京市京橋区銀座二丁目二番地大倉商事株式会社取締役会長皆川多三郎トノ間ニ締結スルモノトス

甲乙双方共本契約成立ニ関シ努力スル責ヲ負フモノトス

第二条 購買スベキ兵器ノ名称、数量、価格、規格、納入期限及場所ハ附録記載ノ通トス

第三条 乙ハ覚書作成後直チニ文書ヲ以テ左ノ事項ヲ甲及陸軍航空本部米国駐在官ニ通知スルモノトス

爾後変更アリタル時ハ陸軍航空本廠長及前項駐在官ニ通知スルモノトス

一、兵器製作場所

二、製造着手及完成予定月日

三、船積並ニ納付予定月日

第四条 納入兵器ハ陸軍航空本部ニ於ケル検査ニ合格シタルモノタルヲ要ス

第五条 乙ハ陸軍航空本部米国駐在官若クハ差遣者カ隨時製造工場ニ出入シ
納入品ノ製造監督ヲ行フタメ関係書類ノ提出其ノ他総テノ便宜ヲ與
フル義務ヲ負フモノトス

第六条 購買品ノ代金ニ外国貨幣ヲ以テ定メ本契約締結ノ際、其ノ二分ノ一
契約品完納後概ネ二週間以内ニ其ノ残額ヲ支払フモノトス

前納ノ代金ハ左ノ換算率ニ依リ、円ニ換算シ支払ヲナスモノトス
前払金

本契約締結当日横浜正金銀行ニ於テ公表シ又ハ証明セル電信売相場
ニ依ル

後払金

物品完納当日ノ前項相場ニ依ルモノトス

第七条 乙ノ責ニ属スヘキ事由ニ依リ納入遅滞シムル場合ハ協定価格ヲ減セ
ラルコトアルヘシ

第八条 契約品納付ニ要スル費用及危険ハ一切乙ノ負担トス

第九条 本覚書ニ記載セサル事項ハ陸軍航空本廠第二課長ニ於テ本契約締結
ノ際決定スルモノトス

昭和拾貳年壹貳月拾壹日

神田 実

米国紐育州紐育市チャーチ街三〇

大倉商事株式会社紐育支店

代表者 目賀田 重芳

附録

協定事項

一 協定総金額 金壹百九拾八萬壹千壹百拾弗也

二 品種 ロックヒード一四WG三型輸送機 数量 貳〇台

単価 九九、〇五五弗五〇 小計 壹、九八壹、壹壹〇弗〇〇

工場積出期日 昭和拾参年貳月末日壹台、参月末日

貳台、四月末日四台、五月末日貳台、六月末日五台、七月末日六台

価格内訳ハ別表ノ通りトス

但シ代金支払ハ納入毎ニ分割払トス

三 納入場所 立川陸軍航空支廠

四 仕様要項別紙ノ通り

別表

価格調書

品名 ロッキード一四WG三型輸送機 貳〇台 単価九九、〇五五弗五〇

小計 壹、九八壹、壹壹〇弗〇〇

単価内訳

一 工場受値段	八八、壹五〇、〇〇
二 荷造賃、積出港迄ノ運賃、及保険料	壹、六五〇、〇〇
三 積出港ヨリ横浜沖迄ノ運賃	参、〇〇〇、〇〇
四 金利半三分、半金ニ対シ三ヶ月半	六四参、〇〇
五 手数料（工場渡値段ノ三分）	貳、六四四、五〇
六 以上ノ合計額	九六、〇八七、五〇
七 保険料	壹、五四七、〇〇
八 国内諸掛（立川持込迄）	壹、四貳壹、〇〇
但シ組立及試験飛行費、試験飛行保険料、並ニ輸入税ヲ含マズ	
九 総計	九九、〇五五、五〇

「ロックヒード」一四WG三型輸送機仕様要項

第一 用途

一、本機ハ輸送機トシテ使用スルモノトス

第二 構造及機能

二、本機ハ米国「ロックヒード」飛行機会社製一四WG三型標準型輸送機トシ

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

昭和十二年十月十五日附同社発行ノ改正仕様書ニ示ス双発動機附中翼単葉
十四座機ニシテ次ノ諸件ヲ具備スルモノタルヘシ

(1) 主要諸元

(イ) 重量

空重量 約四八〇七匁

実用荷重 約三一二九匁

全備重量 約七九三七匁

(ロ) 最大水平速度

高度二六五〇米ニ於テ約四一二浬時

(ハ) 巡航速度

高度四一五〇米、六〇〇馬力ニテ、約三八五浬時

(ニ) 航続距離

燃料三四三八立、六〇〇馬力ニテ二四九〇浬

(ホ) 上昇速度

高度三〇五〇米ニ於テ約三七三米毎分

(ヘ) 最大上昇限度

約七七七〇米

(ト) 実用上昇限度

約七一六〇米

但右諸性能ハ前掲ノ全備重量ノ場合トス

(2) 装着品次ノ如シ

(イ) 発動機「ライトサイクロン」GR一八二〇-G三B 二基

(ロ) 「プロペラ」「ハミルトンスタンダード コンスタントスピードプロペ
ラ」三E五〇型 二本

(ハ) 計器類 一式

(ニ) 其他飛行ニ要スル装備品 一式

但無線機及自動操縦機ヲ含マサルモ之カ装備位置ヲ有スルヲ要ス

(3) 胴体内諸覆皮革ハ「デュボン ファブリコイド」ヲ代用スルモノトス

第三 主要諸件其他

- 三、本機ハ所定ノ強度ヲ有スルモノタルヘシ
- 四、本機ハ米国商務省堪航証明ヲ有スルモノタルヘシ
- 五、本機ハ陸軍航空本部所定ノ検査ニ合格スルヲ要ス

附属覚書

- 一、中立法ノ発動 其他ノ理由ニ因リ別紙覚書 米第 号
記載品ノ輸出禁止セラレタル場合ト雖モ官ハ本協定ノ御
取消無之キコト
- 二、中立法発動中又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ輸出禁止ノ場合ニ於ケル完成飛行機
ノ保管料、保険料、金利、及加州販売税或ハ空中輸送費等積出迄ニ要スル
一切ノ実費ハ官ニテ御負担願上度キコト

【史料Ⅱ-4-19】

米神第拾五号 覚書

日本帝国陸軍航空兵器購買団長神田実（以下甲ト称ス）ハ陸軍航空本廠所要
航空兵器類ノ購買ニ関シ同本廠ニ於ケル正式契約ニ先チ大倉商事株式会社紐育
支店代表者目賀田重芳（以下乙ト称ス）トノ間ニ該契約ノ基礎トナルベキ要項
ニ就キ予メ左ノ通り協定ス

第壹条 兵器購買ニ関スル本契約ハ陸軍航空本廠第二課長ニ於テ東京市京橋
区銀座式丁目式番地大倉商事株式会社取締役会長皆川多三郎トノ間
ニ締結スルモノトス

甲乙双方共本契約成立ニ関シ努力スルノ責ヲ負フモノトス

第貳条 購買スヘキ兵器ノ名称、数量、価格、規格、納入期限及場所ハ附録
記載ノ通トス

第參条 乙ハ覚書作成後直チニ文書ヲ以テ左ノ事項ヲ甲及陸軍航空本部米国
駐在官ニ通知スルモノトス

爾後変更アリタル時ハ陸軍航空本廠長及前項駐在官ニ通知スルモノ

トス

一、兵器製作場所

二、製造着手及完成予定月日

三、船積並ニ納付予定月日

第四条 納入兵器ハ陸軍航空本部ニ於ケル検査ニ合格シタルモノタルヲ要ス

第五条 乙ハ陸軍航空本部米国駐在官若クハ差遣者カ隨時製造工場ニ出入シ
納入品ノ製造監督ヲ行フタメ関係書類ノ提出其ノ他総テノ便宜ヲ與
フル義務ヲ負フモノトス

第六条 購買品ノ代金ハ外国貨幣ヲ以テ定メ本契約締結ノ際、其ノ二分ノ一
契約品完納後概ネ二週間以内ニ其ノ残額ヲ支払フモノトス
前納ノ代金ハ左ノ換算率ニ依リ、円ニ換算シ支払フナスモノトス
前払金

本契約締結当日横浜正金銀行ニ於テ公表シ又ハ証明セル電信売相場
ニ依ル

後払金

物品完納当日ノ前項相場ニ依ルモノトス

第七条 乙ノ責ニ属スベキ事由ニ依リ納入遅滞シタル場合ハ協定価格ヲ減セ
ラレルコトアルヘシ

第八条 契約品納付ニ要スル費用及危険ハ一切乙ノ負担トス

第九条 本覚書ニ記載セサル事項ハ陸軍航空本廠第二課長ニ於テ本契約締結
ノ際決定スルモノトス

昭和拾參年貳月四日

航空兵器購買団長

神田 実

米国紐育州紐育市チャーチ街三〇

大倉商事株式会社紐育支店

代表者 目賀田 重芳

附録

協定事項

- 一 協定総金額拾六萬壹千八百七拾六仙也
- 二 品種 「ロックヒード」一四WG三型輸送機機体予備部品及修理材料
数量 壹式
単価 壹六壹、〇八七弗壹六
小計 壹六壹、〇八七弗壹六
納期 昭和拾参年八月末日
価格内訳ハ別表ノ通りトス
- 三 納付場所 立川陸軍航空支廠
- 四 仕様要項別紙ノ通り

別紙

価格調書

品名 「ロックヒード」一四WG三型輸送機機体予備部品及修理材料

数量 壹式

単価 壹六壹、〇八七弗壹六

小計 壹六壹、〇八七弗壹六

内訳

弗

- 一 工場渡値段 壹式七七八、参〇
 - 二 荷造費及羅府埠頭迄ノ運賃 参四七八、〇〇
 - 三 積出港ヨリ横浜沖迄ノ運賃 壹七参式五、〇〇
 - 四 金利ハ年五歩半金ニ対シ参ケ月 七九八、四式
 - 五 手数料ハ工場渡値段ノ三步 参八参式、四四
 - 六 以上ノ合計 壹五参壹八式、壹六
 - 七 保険料 壹壹五五、〇〇
 - 八 国内諸掛（輸入税ヲ含マズ） 六七五〇、〇〇
 - 九 総計 壹六壹〇八七、壹六
- （付箋）

「積出港ヨリ横浜沖迄ノ運賃及国内諸掛ノ計算ノ基礎ヲ提出セラレ度シ

本田少佐 」

【史料Ⅱ－4－20】

昭和 13 年 1 月 10 日 大倉商事株式会社紐育支店

本社重役席宛発電 昭和十三年一月七日

日本航空輸送株式会社及陸軍向ロッキード廿五台註文ニ関シ、桑港三菱商事株式会社取引先クリミンスハ今回の註文成立ヲ過去ノ努力ノ結果トナシ、ロッキードニ報酬トシテ廿八万五千弗要求セシモロッキードハ当方トノ代理契約締結前クリミンスニ出シタオファーヲ取消シ同人ガ承諾シタ以上、且又商売完結前ニ報酬ヲ支払フ理由ナシト拒絶シタ、同人ハ日本親密家ヲ装ヒ居レドモ裏面ニハ註文飛行機完成ヲ妨害スルトロッキードヲ脅迫シ、米国軍艦沈没ニヨル国際関係悪化ニ乗ジ十二月十五日羅府裁判所ニロッキードヲ訴訟シタ、本件ニ対シテハ当方及軍部全然関係ナキモ公判ノ結果新聞種トナラバ幾多ノ障碍起リ契約ノ履行覚束ナシ、当方ニ最モ不利益ハ利益等詳細軍部ニ洩ルル事ナリ、神田一行ハ廿台納入不能トナルヲ憂慮シ当方ニロッキードト交渉シ、無事納マル様尽力依頼アリタリ、当方全力ヲ尽シツツアリ、三菱商事株式会社桑港支店長竹内本件ノタメ目下当地滞在中三菱商事株式会社ハ以前原告ヲ通ジテロッキードト商談セシ故、今以テ原告ト深キ関係アルニ拘ラズ、原告ト関係ナシシテ陸軍ノタメ尽力中ト諂ヒ、事実ハ原告ノ手先トナリ、本田少佐ヲ教唆シ、示談調フ様ニ運動中原告ノ示談料十万弗ト云フ一月五日証拠 deposition（供述）ノ日ト決定セシモ其場合契約ノ内容公表サルルナラバ新聞種トナリ当方苦境ニ陥ル三菱商事株式会社ハ表面ハ大倉商事株式会社、陸軍ト協力シテ一月五日ノ延期ヲ原告弁護士ニ交渉シタルニ同人ハ三菱、大倉ニテ五千弗即時支払ハバ、二週間延期スルト云フ、被告ハ原告ノ要求ヲ宣誓書ニ作成シ裁判官ニ提出セシ所、原告側ノ脅喝ヲ構成スルトノ理由ニ依リ裁判長ノ命令ニテ一月二十六日迄延期サレタリ、当方ハ二十六日迄ニ三菱商事トクリミンストノ密接ノ関係ヲ立証シ、軍ニ依頼シテ三菱商事ヨリクリミンスヲ抑へ、第一方法トシテ裁判ヲ廿台

飛行機納入済迄延期、第二方法トシテ仲裁ニ掛ケ廿台完納出来ル様、且又契約ノ内容非公表ニ終ル様努力シ度シ、三菱商事、竹内、クリミンスト協力シテロッキード商売ヲ計画シタル事及竹内ガ問題ノ責任者ナルハ御承知ノ事ト思フ、当方ハ既ニ証拠書類充分入手セル故、貴方ニテ三菱商事本社事務取締役ニ交渉シ、三菱ガ此際全力ヲ尽シクリミンスヲ抑ヘネバ、将来軍ニ対シ立場ナクナル故ニ三菱本社ヨリ一月廿六日迄打開策ヲ講ズル様万全ノ努力セヨト三菱紐育支店長ニ打電方乞フ問題悪化セバ当方トシテハ重大事件故電話スル
本件ニ就テハ神田中佐ヨリ本部ヘ報告セザル故貴方三菱商事、立川飛行機株式会社各社ハ陸軍ニ対シテハ秘密ニ頼ム

【史料Ⅱ-4-21】

昭和 13 年 1 月 10 日

本社重役席宛發電 昭和十三年一月十日

一月十日附ケ貴電拝見訴訟事件竹内ト懇談中ナルモ同人ハロッキードニテ多額ノ金出シテ示談解決スル様主張シテ居レバ、纏マラズ、従テ円満ニ解決スル為ニハ三菱商事株式会社本社ヨリクリミンスノ提出シタ訴訟ヲ取下ゲル可ク竹内ニ命ジ、尚今日迄原告支払済費用ハ三菱商事株式会社ニテ負担出来ネバ裁判ヲ免ルル事困難ナリト思フ、竹内ハロッキード商売ニ失敗シタルタメ本社ニ対スル面目上原告側ニ加担シ居レバ、三菱商事株式会社本社ヨリ具体的ニ解決策提出セザレバ当方ト協力スル事ハ表面丈ニテ裏面ニハ問題ヲ悪化サセテ陸軍大倉商事株式会社ロッキード側ヲ窮境ニ落シテ示談出来ル様計画中ナル故此点ヲ三菱商事株式会社事務取締役ト懇談ヲ遂ゲ、同社ヨリ竹内ニ訓令ナケレバ当地ニテ円満ナル解決不可能交渉ノ結果通知頼ム

Ⅱ－５ ロッキード社からの航空機購入と米国中立法

はじめに

ロッキード (Lockheed) 社は、1926 年に設立され、1932 年に経営再建を経て再出発した米国の航空機メーカーであり、後に大手軍需企業として成長した。前項で紹介した通り、大倉商事はロッキード社との関係を深めることで、軍部からの受注に应付している。本稿では、仲介会社であるアンドリウス社との関係については別稿で紹介することとし、ここではロッキード社からの航空機購入の動向と、同時期に進展した米国中立法など日本への輸出統制への対応について紹介する²¹⁾。

Ⅱ－５－１ ロッキード 12 A 型の購入

大倉商事紐育支店は、中古の 557 時間使用のロッキード 12 A 型の購入を進めるため、東京本社に問い合わせている (【史料Ⅱ－５－２】【史料Ⅱ－５－４】)。このロッキード 12 A 型は、和田操が少佐の時にロッキードを見学した際、興味を示していた機体であり、すでに海軍航空本部にも報告されていた²²⁾。

ロッキード 12 A 型は、ロッキード社が宣伝機として売り込もうとしたものであった。同社は、大量販売実績のあるロッキード 14 型に続いて、少し小型の 12 型を日本市場に売り込もうとしていた。ちょうどパイロットが日本に滞在していたため、民間航空会社への売り込みの好機と考えたのである。このため、ロッキード社は、大倉商事に対し、特別な宣伝活動を求めることはしていなかった。

21) 本項は「1935 年～41 年における大倉商事ニューヨーク支店」でも紹介しているが、改めて史料を掲載しつつ紹介したい。

22) 『海軍士官名簿』によれば、和田操は大正 12 年 1 月の段階では大尉、昭和 3 年 2 月の段階では中佐である。この間が少佐の時期といえる。

当時の日本の航空機産業は、日中戦争の影響もあり軍用機製造に忙殺されていた。このため、満州航空や北支航空会社などへの輸送機供給が滞っていた。大倉商事紐育支店はこの点に注目し、軍用機だけでなく民間航空会社への販売先拡大を目指し、「当方ノ責任ナク宣伝ノ好機会故、海軍ニ拘泥セズ航空会社ニ紹介ノタメ」として、ロッキード社からの輸送機販売の申し入れに積極的に応じるよう、東京本社に促している（【史料Ⅱ-5-3】）。また、ロッキード社の申し入れによれば、技術者の交通費の半額を負担するほか、給料および滞在費用についても5,000ドル以内であれば、ロッキード社が半額を負担するとされていた。このため、大倉商事の負担はおおよそ2,000ドル程度と見込まれていた。

また、同機は日本市場への宣伝用機体として、工場引き渡し価格おおよそ4万ドルで対応できるとしている。この提案を受け、紐育支店は本社に対し、6月2日と4日に続けて打電し、「即決」を求めた。

しかし、本社の対応は、航空本部の意向が定まらないことを理由に緩慢であった。紐育支店は、「海軍ヨリモ寧ろ航空会社ニ重点ヲ置き度キロ社ノ意向ニ有之」と述べ、売り先を軍部ではなく民間航空会社に向けることがロッキード社の意向であると説明している。さらに、運賃や諸費用に多少の出費が生じることについても、「将来ノ注文ニ対スル捨石」とであるとし、多少の負担があっても将来の受注につながる先行投資であると訴え、本社重役席に決定を促している。なお、6月6日の段階で即決できれば、決定後10日で積出が可能であり、7月12日の南海丸で発送し、7月末には横浜に到着できる予定だと述べている。また、操縦者の視界を良好にするためプレキシグラス（アクリル樹脂）を装備すれば7月6日まで、尾翼の安定性を増すための改修装備を施せば7月14日に積出可能であるとしている。

紐育支店が本社に決断を急がせた理由はいくつかあった。6月7日には、ロッキード社のグロス社長から、他社からもロッキード12A型の購入希望があることが伝えられていた（【史料Ⅱ-5-5】）。

実際、英国はロッキード14型航空機を200台注文している（【史料Ⅱ-5-

6])。14 型とは異なるが、材料入手の困難が予想され、早期対応の必要が高まっていた。また、性能に関する問い合わせも寄せられていた。立川飛行機会社の中川技師から、ビーチクラフト・モデル 18 との性能比較について問い合わせがあり、これに対し、ビーチクラフト・モデル 18 は 2 台しか製造実績がなく、ロッキード 12 A 型の方が信頼性が高いと回答している。

この間、日本軍が広東爆撃を展開し、日本は国際的な非難を受けることとなった。これに関して、6 月 13 日の電報では、「広東爆撃ニヨリ世論悪化シタレバ日本向ケ飛行機及部分品ニ対シ国務長官ハ供給防遏スル方針ナリ」と報告され、米国国務長官が航空機および部品等の日本向け輸出抑制を検討していることが紹介されている（【史料Ⅱ-5-7】）。

さらに 15 日には、「帝国海軍機ノ広東方面ノ活躍ハ誠ニ結構ニ御座候モ、米国政府ニテハ今更当惑ノ態ニテ、航空機及部分品ハ日本向ケノミニ対シテ輸出防止ニ乗出サントシツツアル事、伝ヘラレルニ来リ申候」と、国務省が日本向け輸出防止を本格的に検討している状況が伝えられている（【史料Ⅱ-5-8】）。

こうした中、ロッキード社がロッキード 12 型航空機の輸出出願を行ったが、国務省から「日本へは輸出セザル様」との忠告が出され、ロッキード社は当面中止を余儀なくされた（【史料Ⅱ-5-9】）。この事態に対して紐育支店は、「此成行トナリ残念」と述べ、本社の決定遅延が結果的に商機を失うことになったと悔やんでいる。そして、6 月 13 日の報告通り、商機を失わないよう早急の注文を促している。

なお、当時、中立法が施行されない限り、国務省は輸出許可を正式には拒絶できなかったが、「某製造会社ニ日本向輸出ヲ遠慮ス可ク忠告シタル」という状況にあり、ロッキード社も日本への輸出に躊躇するようになっていた。その後、製造中止の可能性まで示唆するに至っている。

Ⅱ-5-2 モラル・エンバーゴ（道義的輸出統制）とロッキード社の対応
次に米国の輸出統制の流れについて、【史料Ⅱ-5-20】を参照しながら検討する。1935 年に成立した米国中立法は、交戦国に対する武器・弾薬・戦闘用

具の輸出を禁止していた。しかし、米国中立法はすべての交戦国を対象に適用されたため、現実には不公平な結果を招いていた。すなわち、侵略国は戦争開始前に既に軍備を整えており、さらに制裁を回避して民間名義や第三国経由で軍需物資を調達することが黙認されていた。それに対して、被害国は防衛のための兵器が不足しているにもかかわらず、中立法の規制により合法的なルートでの軍需品調達が困難となったのである。結果として、米国は中立を維持することで戦争に加担しない立場を表明していたにもかかわらず、国際的には、被害国が不利となり、間接的に侵略国を利する印象を与えることになった。

このような状況の下、1938年7月、いわゆる道義的輸出統制（モラル・エンバーゴ）が発せられた。国務省は、航空機製造家や輸出業者に対して、「米政府ハ世界何レノ地ニ於テ行ハルルヲ問ハズ、市民爆撃ヲ帮助シ又ハ之ヲ助長スル結果ヲ齎スベキ飛行機乃至航空装置ノ売渡シニハ極力反対ナル旨ヲ伝ヘ、暗ニ市民爆撃ヲナシ居ルヤニ伝ヘラレ居リタル日本ヘノ飛行機輸出ヲ自制スル操業者ニ訴フル所有リタリ」と道義的立場を強調し、市民爆撃を行っているとみなされる日本への航空機・器材の輸出の自制を促したのである。

その後、1939年9月にドイツがポーランドに侵攻し、第二次世界大戦が勃発すると、米国は11月に改正中立法を發布した。さらに、同年11月から始まったソ連・フィンランド戦争を受け、12月には市民爆撃を行う国に対して航空機およびその製造材料の道義的輸出統制を行い、モリブデン、アルミニウム、高級ガソリンなどの輸出が追加的に禁止された。

ちなみにモラル・エンバーゴは、1939年（昭和14年）7月のコーデル・ハル国務長官による日米通商航海条約破棄通告、同年12月の道義的措置により確立されたと理解されがちだが、本稿で示した通り1938年7月1日の国務省通達を嚆矢とし、既に道義的禁輸が進められていたと捉えたほうが妥当だと考える。

また1940年7月には国防強化促進法が成立し、大統領は国益のため必要と認めた場合、軍事的装備、軍需品、機械・工具その他一切の物資の輸出禁止・制限を行う権限を有することとなった。1940年以降、輸出統制は工作機械の

みならず、石油製品にも及ぶ厳しいものとなっている。この国防強化促進法については本稿の主旨を逸脱するため、議論は後日に譲る。ここでは、1938 年 7 月のモラル・エンバーゴ発出時の内容について、【史料Ⅱ-5-11】を参照しつつ、もう少し詳述しておきたい。

国務省は、「飛行機或ヒハ航空設備ノ製造会社或ヒハ輸出会社トシテ登録シアル各位及各社ニ関シ茲ニ通告」するとし、さらに「空中ヨリノ非戦闘員爆撃ヲ明確ニ譴責シ居ル事実ヨリ見テ、世界ノ如何ナル国ニ於テモ斯ル行為ヲ実質上援助又ハ助長ス可キ飛行機或ハ航空設備ノ販売ニ対シテハ米国政府ハ嚴重ニ反対ナルハ関係各位ニ明瞭ナル可キ筈ナリ」と、空中からの非戦闘員爆撃に対する強い非難を示したうえで、「飛行機、飛行機用兵装発動機、飛行機部品、同時属品、航空爆弾、或ヒハ魚形水雷ニ対シテハ軍隊ガ非戦闘員ヲ攻撃スル為ニ飛行機ヲ使用シ居ル国家ニ直接間接ノ如何ヲ問ハズ転出ヲ認可スル所ノ許可証ヲ発行スル事ヲ欲セザル」と、航空機および関連機材の輸出許可証の発行自体を望ましくない方針を示している。さらに、製造会社や輸出会社に対しては、輸出許可を既に取得している場合やあるいは申請段階であっても契約破棄が困難な場合には、輸出前に国務省に通知することを求めている。

【史料Ⅱ-5-20】の【表】に示された 1940 年 7 月から 41 年 3 月までの輸出統制対象品目をみると、武器・弾薬といった戦闘用具だけでなく、アルミ、アンチモン、石綿といった基本原料や化学製品、航空機部品、防弾ガラス、工作機械なども対象となっており、物理的製品だけでなく模型、設計図、写真原板、技術書類も流通統制の対象となった。また石油製品についても、航空機用燃料や、「Aviation Lubricating oil of 95 or more seconds Saybolt Universal Viscosity at 210° F with a viscosity index of 85 or more」という高性能潤滑油が輸出規制対象となるなど、製品仕様まで厳しく制限されている。さらに、生糸、綿花、羊毛、麻、獣皮、ココナツ油、棕櫚実油といった生活資源や医療原料も規制対象に加えられた。

このように、米国は対日輸出に対して漸次的に統制を強化していった。ただし、モラル・エンバーゴは「欲セザルモノナリ」「希望スルモノナリ」といっ

た表現からも明らかなように、法的拘束力を持たず、企業倫理に委ねられるものであった。すなわち、米国中立法が法的制裁を伴うのに対し、モラル・エンバゴは道義的要請にすぎなかったのである。

当時の大倉商事紐育支店は、米国中立法が発動していないことを踏まえ、モラル・エンバゴの趣旨は輸出禁止を明示していないものの、実質的に日本向け航空機材輸出の制限措置であると理解していた。しかし、日本大使館や軍部武官、総領事館との協議を行い、モラル・エンバゴを黙殺する姿勢を取ることにしている。かくして、モラル・エンバゴ発出後も、大倉商事紐育支店は東京本社に対してロッキード社への受注指示を期待し、1939年7月17日時点でも「米国政府通知ニ対シテハ当分ノ間各社共無視スルコトニナッタ」と伝え、積極的な受注促進を図っている【史料Ⅱ-5-13】。

しかしその後、国務省からロッキード社社長グロス氏に対し、日本向け輸出を差し控えるよう忠告があり、ロッキード社も「政府ニ睨マルルコトヲ強度ニ恐レ」るに至り、宣伝機（ロッキード12A型）の販売延期を申し出ている（【史料Ⅱ-5-14】）。また、陸軍発注のロッキード社製航空機20台、海軍発注のシバスキー（セバスキー）社製航空機20台は既に輸出許可を取得していたが、日本航空輸送会社発注のロッキード社製5台については、国務省と交渉のうえ、輸出許可を得ている（【史料Ⅱ-5-10】）。しかしながら、ロッキード社は政府からの監視を恐れ、輸出に2か月の延期を余儀なくされる事態となった。他方、三井物産と取引のあったライト・エアロノーティカル社（Wright Aeronautical Corp）も、当初は楽観的な対応を取っていたが、結局国務省の通達によって対応を硬化させている。こうした状況の中、東京本社は「米国政府中立法規発布ノ機運濃厚、発布トナラバ飛行機積出ハ絶対不可能ナランモ、飛行機材料及ビ部分品ニ対シ積出出来得ル良法ナキヤ研究ノ上詳細電報セヨ」と紐育支店に指示している（【史料Ⅱ-5-15】）。そして、日中戦争の激化に伴い、米国の日本向け輸出規制は一層厳格化した。このような厳しい状況下において、ロッキード社は「解体部分品トシテ輸出シ技師職工二、三十名派遣ノ上、日本デ組立スレバ納期モ早ク又比較的容易ニ輸出許可証モ取レル見込」と

判断し、解体品を輸出し、日本での現地組立案を提示していたのである（【史料Ⅱ-5-16】）。

Ⅱ-5-3 米国中立法改正と大倉商事

このようにモラル・エンバークが強化される中、米国中立法についても議論が進められた。侵略国に有利ということから、侵略国に対する一方的輸出禁止を目的とする中立法改正案が議会で提出される機運が高まった（【史料Ⅱ-5-17】）。

ニューヨーク・ワールド・テレグラム紙およびニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は、ルーズベルト大統領の演説内容を紹介している。大統領は「私たちは、中立を立法的に定めようとする、それが不均等で不公平な形で作用し、結果として侵略国を援助し、被害国への支援を妨げることがあると学んだ」と述べ、米国中立法が被害国に不利に働く問題点を指摘し、第七十六議会（1939年1月3日～1941年1月3日）において中立法改正案を提出する方針を示した（【史料Ⅱ-5-18】）。

これに対し、紐育支店では、大統領演説からは中立法改正案の具体的内容は明示されていないこと、また上下両院議員選挙で共和党が優勢となり、中立法改正案が議会を通過するかは微妙との見通しを持っていた。中立法改正を控えた時期、ロッキード社のグロス社長が紐育支店を訪れ、今後の航空機材の輸出について協議が行われた。その結果、①ダグラス社が採用しているように、目立たないように一、二台ずつ輸出する方法、②日本に組立工場を設置し、米国から加工材料を積出し、日本内地でロッキード技師の指導のもとで組み立てる方法、の二つの方法が提案された。紐育支店としては、「第一案ハ報導サルガ如キ中立法修正案、可決セラルレバ実行出来ズ候モ第二案ハ有望」とし（第一案は改正法成立後には実行困難だが、第二案は有益な提案であると判断）、本社の意向確認を行っている。

ただし、米国中立法改正案の提起は、主として日中戦争とスペイン内乱に対応するものであり、米国中立法改正がなされなかったとしても、7月1日の国

務省によるモラル・エンバゴ通達以降、日本向け航空機材輸出は急速に減少し、11月には許可証発給がほぼ皆無となっていた。このように、モラル・エンバゴは形式的には「道義的」でありながらも、実質的には有効な輸出統制手段として機能していたといえるだろう。

その後、11月には米国中立法の改正案が成立した。翌年1月14日には、米国防務省が新聞に対し、ユナイテッド・エアクラフト社が12月にプロペラ部品600本（約10万2,000ドル相当）の日本向け輸出許可を得ていたことを公表し、同社に今後日本と取引しない旨の誓約を求められたのである。企業名を公表することは、世論からの批判を受けるだけでなく、政府からの制裁（注文割当停止）の可能性も示唆していた。こうした輸出許可出願に対して、防務省には正式な拒否権限はなかったが、いわゆる *moral ban*（道義的禁止）が強力に行われていたのである。

さらに、12月にはロシアによるフィンランド空爆が行われ、航空機材の輸出統制が一段と強化された。このため、紐育支店はライト発動機やロッキード向けに発注していた部品などについて、早急な積出を本社に督促している（【史料Ⅱ-5-19】）。

小括

以上のように、1930年代後半、日本を取り巻く国際情勢は急速に悪化し、対日輸出統制も強化されていった。このような状況の中で、改めて大倉商社の動向を振り返ると、次のような特徴がみられるだろう。

先項（Ⅱ-4 軍部との取引）で紹介したように、大倉商社は当初、三菱商事や三井物産に比して軍需物資の受注に劣位にあった。しかし、1935年以降、航空機国産化の進展と欧米技術の導入模索の中で、大倉商社は急速に受注を増やしていった。

1940年ごろには、軍部（海軍工廠、陸軍造兵廠）からの受注額で三井物産、三菱商事を超えるに至ったのである。この大倉商事の急速な受注増加の背景としては、大倉商事紐育支店が軍部の代理店的役割を担い、技術理解から契約交

【表 6】 米国の対日経済制裁の動向

1935年8月	米議会、中立法可決（交戦国への武器、弾薬の輸出ヲ禁止）
1938年7月	モラル・エンバーゴ（飛行機輸出を自制する業者に訴え）（道義的輸出統制）
1939年7月	米国務長官、日米通商航海条約、付属議定書（1911年調印）の廃棄通告（1940年1月26日失効）
1939年9月	第2次世界大戦（ドイツ陸・空軍、ポーランド進撃を開始）
1939年11月	米大統領、中立法修正案に署名（武器禁輸を撤廃し、交戦国への輸出を現金、自国船主義に変更、武器、弾薬、戦闘用具は許可制）
1939年12月	市民爆撃を行う国に対し、飛行機および、その製造に必要な材料の道義的輸出禁止（厳格化）
1940年7月	国防強化促進法（大統領は以下の権限を有する。軍事的装備、軍需品、又はその部分品、または機械、工具、またはその製造、使用、運転に必要な材料、補給物の輸出を禁止、縮減する権限）
1940年8月	航空用ガソリンの西半球以外への輸出禁止
1940年9月	北部仏印進駐、日独伊三国同盟
1941年4月	米国務長官ハル、駐米大使野村吉三郎と交渉（日米交渉）
1941年7月	南部仏印進駐、米国在米日本資産を凍結、英国、蘭印も同調
1941年8月	米国、日本を目標に発動機燃料、航空機用潤滑油の輸出禁止（対日石油輸出全面禁止）
1941年12月	マレー半島に上陸開始、真珠湾攻撃

『近代日本総合年表』などを参照

渉、納品管理まで一貫して対応し、信用を得たことが挙げられるだろう。他方、日支事変以降、日本を取り巻く国際情勢は悪化していった。全体的な流れは【表 6】に示した通りであり、米国の日本に対する反発も強まっていった。

1938 年のモラル・エンバーゴ以降、最終的には 1941 年 7 月の資産凍結令、8 月の対日石油輸出全面禁止へと、輸出統制は段階的に進展している。本稿で扱った 1930 年代後半において、米国の基本姿勢は中立法に基づいていた。

中立法は、戦争紛争に対し、米国が中立の立場を維持し、いずれの交戦国にも軍需品を供与しないことを目的とする法律だった。しかし、実際には、交戦国であっても商社などを通じた輸送機や武器・機材、工作機械の購入が行われていた。一方で、被害国に対しては中立法のため軍需物資の供与が難しくなり、ジレンマを招いていた。

ルーズベルト大統領は、演説において、「中立を立法的に定めると不公平な形で作用し、結果として侵略国を援助し、被害国への支援を妨げる」と指摘している。この間、米国での軍需物資輸出抑制手段として、モラル・エンバージョ（道義的輸出制限）が活用された。

具体的には、市民爆撃を行うような日本に対して、航空機・器材の輸出自制が促されたのである。こうした対日輸出統制が厳しさを増す中で、大倉商事紐育支店や米国航空機業者は、対応を迫られた。特に、大倉商事紐育支店は、東京本社の緩慢な動きに苦慮していた。たとえば、ロッキード社から破格の条件で宣伝機（ロッキード 12A 型）の売込みがあった際にも、紐育支店は再三受注の決断を促したが、東京本社の決断の鈍さから契約には至らなかった。もっとも、東京本社としては、得意先である航空本部の意向が定まらない中で、買い取り先がない以上、破格の条件でも購入を決断するわけにはいかなかったという事情もあった。ただし、こうした東京本社の慎重な対応は、ロッキード社との信頼関係を強固にし、航空機販売市場の拡大を志向する紐育支店の方向性とは大きく乖離していたのである。この点は、綿花購入の際に本社が紐育支店に問い合わせた時、紐育支店が「吾社年来ノ社是トモ称セラレル健実一点張ノ石橋ヲ叩イテ尚暫ク考ヘテ居ル式ノ会社ニシテ」と回答し、本社の慎重姿勢を揶揄していることから明らかである²³⁾。

米国の輸出統制が厳しさを増す中、紐育支店は本社に対して再三航空機材の受注を進めるよう促していたが、東京本社の対応は緩慢であった。逆に、改正中立法の成立が予測されると、「飛行機材料及ビ部分品ニ対シ積出出来得ル良法ナキヤ研究ノ上詳細電報セヨ」と、紐育支店に指示するような場面も見られた。現場の紐育支店は、輸出許可が得られていなかった輸送機などについて、国務省にかけあい、モラル・エンバージョが道義的通達であることを理由に取引継続を試みるなど、厳しい対応を続けていた。これに対し、ロッキード社など米国航空機会社は、国務省の圧力を受ける中で、次第に対応を硬化させ、日本

23) 「米棉（綿）取引の情報提供」（「1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究（1）」）

向け輸出に慎重になっていった。しかし、ロッキード社は、米国政府の意向に圧力に恐れつつ、中堅企業としての成長を目指し、改正中立法が具体化する中でも、ダグラス社の事例を参考に目立たない輸出方法を模索したり、日本に組立工場を設置して加工材料を搬出し日本内地で組み立てる方式を提案するなど、対日輸出の継続に意欲を見せていた。このように、日米関係の悪化と輸出統制の進展という厳しい状況下においても、大倉商事紐育支店は本社・米国企業との連携を維持しつつも、国際政治に翻弄されつつ、輸出の可能性を模索し続けたのである。

【史料Ⅱ-5-1】

本社発 十三年六月一日

六月七日附貴電ロッキードノ件 立川飛行機会社並びに日本航空輸送会社ト交渉中、両三日ノ猶予ヲ乞フ

【史料Ⅱ-5-2】

重役席宛 十三年六月二日 紐育支店発

和田少佐ロッキード見学一二型ニ非常ニ興味持チ航空本部ニ報告シタ筈、海軍其他ニ宣伝ノタメ五百五十七時間使用一二A型一台南海丸ニテ委託販売トシテ積出シ出来ル 諸費用及ビ「パーカー」滞在費用ハ五千弗ヲ限りロッキード半額負担スル

片道運賃「パーカー」滞在費、給料、当方負担額、見込約二二〇〇弗工場渡原価四万弗可否至急御返事ヲ待ツ

【Ⅱ-5-3】

重役席宛 十三年六月四日 紐育支店発

Refer to your telegram of 3rd

当方ノ責任ナク宣伝ノ好機会故海軍ニ拘泥セズ航空会社ニ紹介ノタメ

「ロッキード」実行ヲ希望ス即決セネバ積込遅クナル、至急御指揮ヲ乞フ

【Ⅱ-5-4】

昭和十三年六月六日

重役席御中

拝啓 益々隆昌之段奉大賀候

一「ロッキード」一二A型輸送機委託販売之件

陳者先般和田海軍少佐駐独監督官トシテ御赴任ノ途中「ロッキード」工場ヲ見学セラレ、一二型輸送機ニ非常ニ興味ヲ持タレ、着任後早速航空本部ニ報告スル様申居セシ候

ロッキード一四型輸送機ハ既ニ多数御注文ヲ受ケ居候モ之ヨリ小型ノ一二型ヲロ社操縦士機関士等ノ日本滞在中ノ好機ヲ利用シ各方面ニ宣伝致度キ旨先般末ロ社ヨリ申出有之、幸ヒ五五七時間使用ノモノ一機有之候間之ヲ委託販売トシテ発送シ宣伝ニ要スル費用ヲロ社ノ負担額五千弗ヲ限度トシ大倉ト折半負担致度候旨申越有之候

満洲航空、北支航空会社等輸送機ニ対スル需要ハ日支事変進展ト共ニ益々増加可仕有之、内地各飛行機工場ハ何レモ軍用機製作ニ追ワレ輸送機ノ需要ヲ満ス能力不足ノ様被存候間、上記ロ社ノ申出ル、全ク時機ヲ得タルモノト存候

右宣伝ニハ当方トシテ何等 Obligation モ無之

運賃、諸費用ニ多少ノ出費ハ有之候モ将来ノ注文ニ対スル捨石トシテ之レ止ムヲ得ザルモノカト愚考仕候間、六月二日別紙ノ通り御架電も申上候然ルニ六月三日報告来着ノ為航空本部意向極ラス旨御返電ニ接シ失望仕候上述ノ通り同機ノ紹介ハ海軍ヨリモ寧ロ航空会社ニ重点ヲ置キ度キロ社ノ意向ニ有之、海軍ノ意向モサル事乍ラ実行ノ可否ヲ貴重役席ニテ御決定賜度六月四日重ネテ別紙ノ通り御架電御指揮ヲ仰ギ申候間御審議ノ上至急何分ノ御指示被成下度御願申上候

委託販売ニ関スル明細左記ノ通りニ御座候

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

一、型

ロッキード一二A型

最近ノ仕様書一部茲許同封仕候

二、使用時間

五五七時間

三、価格

工場渡原価 四〇〇〇〇弗

同型新機ノ工場渡価格ハ 五〇五五〇弗 (一割口銭込)

四、諸経費

五〇〇〇弗ヲ限度トシ ロ社半額負担ス

大体ノ諸経費ハ左記ノ通りニ御座候

Boxing Charge \$1,125

Ocean freight abt \$2,000

Salaries for pilot & mechanic for 2 months 1,030

Living expenses for pilot & mechanic

Pilot 20 × 52days

Mechanic 15 × 52days 1,820

\$5,975

1/2

\$2,987.5

六月二日附弊電ニハ当方負担額二二〇〇弗ノ見込ト

御通知申上候モ之ハ最初ロ社ヨリ操縦工ノミヲ滞在セシメル旨申越有之候
ニ、更ニ後日組立等ノコトヲ考慮シ機関工モ滞在セシメタ方有効ナル旨申
出有之、費用も増加仕候

六月中ノ兩人費用ハロ社ニテ負担、七月一日ヨリ当方ト折半支払ノコト相
成ル可ク、七月十二日ノ南海丸ニテ発送スルトセバ七月末横浜着、此后三
週間電信ニ要スルト仮定シテ計算仕候

五、積出

1、現在ノ儘ナレバ決定後十日間

2、Visibility ヲ増スタメ Cockpit ノ上ニ plexiglass canopy ヲ設備スル場合

七月六日

3、New type tail surface statically balanced ヲ装備セル場合 七月十四日

上記ハ何レモ即時決定ノ場合ノ積出予定ニシテ決定遅レル場合ハ積出モ

遅延可仕候

先ハ右要用迄如斯御座候

敬具

【史料Ⅱ-5-5】

重役宛 十三年六月七日 紐育支店発

六月四日附弊電ロッキードノ件、大至急御指図ヲ待ツ

【史料Ⅱ-5-6】

昭和十三年六月八日

重役席御中

拝啓 益々隆昌之段奉大賀候

一ロッキード一二型輸送機委託販売之件

陳者主記ニ関シテハ六月四日附弊電ヲ以テ至急御指揮願度キ旨御依頼申上置候処、昨日更ニロ社社長グロス氏ヨリ長距離電話ニテ宣伝用ニ使用致ス予定ノ一二A型他ヨリ購入希望有之ルヲ以テ至急決定願度キ旨申越有之候

更ニ目下ロ社ニ滞在中ノ立川飛行機会社中川技師宛日本航空輸送会社ヨリ Beechcraft model 18 ノ製作能力及同機トロッキード一二型トノ優劣等ニ関シ照会電信アリタル旨ニテ、ロ社トシテモ是非此際同機ノ宣約実行ヲ致度キ希望ニ有之、六月七日附ニテ重ネテ別紙ノ通り御架電申上候、ピーチー八型ハ現在迄僅カニ二台製作セシニ過ギザルノミナルニ反シロッキード一二A型ハ多数製作致居候間信頼性ノ上ヨリ見テモ到底問題ニ成ラズ此主旨中川氏ヨリモ御返電被下ル筈ニ御座候

上記ノ通りニ付、至急何分ノ御指示賜度奉懇願候、先ハ為需用迄如斯御座候

敬具

【史料Ⅱ-5-7】

本社宛 昭和十三年六月十日 紐育支店発

六月六日附立川飛行機株式会社ノ件更ニ英国ヨリロッキード一四型二百台
注文極ツタ旨発表セラレタ契約前ニ当方注文セザレバ立川飛行機株式会社
材料治具入手不可能ナル虞アリ事情了解ノ上、注文至急手配頼ム

【史料Ⅱ-5-8】

本社宛 十三年六月十三日 紐育支店発

広東爆撃ニヨリ輿論悪化シタレバ日本向ケ飛行機及部分品ニ対シ国務長官
ハ供給防遏スル方針ナリト六月十一日 Press Conference ニテ発表シタ、正
式ニ通知スル前ニ当方注文セザレバ、シヴァースキー、ロッキード注文引
受ザルニ付、refer to our tel of 6th 立川飛行機株式会社 refer to our tel of 10th
海軍一刻モ早ク注文セザレバ将来入手出来サル為貴方ニテ適当ニ交渉ノ上
至急ニ御返事ヲ待ツ

【史料Ⅱ-5-9】

昭和十三年六月一五日

重役席御中

拝啓 益々御清適之段奉賀上候 陳者

一日本向ケ兵器輸出ニ関スル件

当地ニテモ連日伝ヘラレ居リ候、帝国海軍機ノ広東方面ノ活躍ハ誠ニ結構ニ
御座候モ米国政府ニテハ今更当惑ノ態ニテ航空機及部分品ハ日本向ケノミニ
対シテ輸出防止ニ乗出サントシツツアル事、伝ヘラレルニ来リ申候、従来
メーカーニ対スル政府ノ意向伝達ハ公式ステートメント或ヒハ指示ヲ求メタ
ルニ、三ノメーカーニ与ヘラレタ口頭ステートメントニ限ラレ居リ候モ全
メーカーニ対シテ積極的ニ通告スルニ至ルニ【一文不明】予テヨリ期待致シ
居リ候シヴァースキー戦闘機追加注文及立川飛行機御要求ノロッキード製品
ハ事前ニ注文致シ置カザレバメーカーモ遂ニ注文ニ応ゼザルニ至ル可クト存

ゼラレ候間、六月十三日附ヲ以テ別紙弊電文ノ通り御架電申上タル次第二御座候、又特ニ立川飛行機関係ニテハ六月六日附弊電ニ依ル国内注文ノ他英国ヨリノ大量注文等モアリ、至急ロッキード註文セザレバ、此方面ヨリモ甚ダ不利ナ立場ト相成ル可ク存ゼラレ候ニ付、十日附弊電ノ通り御架電申上タル次第二御座候

尚六月十四日附ニウヨークタイムス紙上ニハ宗教団体其他ヨリ兵器及素材ニ属スルモノハ全部日本向ケ輸出ヲ禁止セラレ度シト國務長官ニ申出居ル事実モ報導セラレ前記状況ハ益々不利ナ形勢ニ傾キツアル模様ニ御座候

御得意先竝ニ大蔵省関係ニ即決不可能ノ事由多々御座候事ト存ジ居リ候モ事情如斯御座候間、弊電御了承被成下度候

本件ニ関連アル十二、十三、及十四日附ニウヨークタイムス所載記事同封御高覧ニ奉供候

敬具

【史料Ⅱ-5-10】

東京本社宛 昭和十三年六月一七日 紐育支店発

Refer to your tel of 11th 十二型輸出許可出願シタル処國務省ハ日本ヘハ輸出セザル様六月十六日忠告シタル為本件当分中止方ロッキードヨリ懇願アツタ決定遅延ノ為此成行トナリ残念ニ思フ六月十三日報告シタル如キ状況ナレバ将来商機失ハヌ様至急註文決定セヨ

【史料Ⅱ-5-11】

東京本社宛 昭和十三年六月二十三日 紐育支店発

Refer to your tel of 21st 中立法施行セヌ限り國務省ハ輸出許可拒絶出来ヌモ当局ハ某製造会社ニ日本向輸出ヲ遠慮ス可ク忠告シタルコトアレバ「ロッキード」当分躊躇シテ居ル現状休止 Refer to our tel of 17th 当方ニテハ十二型許可トレネバ十月積出日本航空輸送株式会社五台ノ輸出許可下附如何ヲロッキード懇念製造中止ノ恐アル故其後交渉ノ結果六月十八日十二型許可取ツタ

【史料Ⅱ－5－12】

一九三八年七月一日附國務省ヨリノ通達訳文

六月十一日新聞記者団トノ会見ノ節空中ヨリノ非戦闘員爆撃ニ関シ國務長官ノ為シタル陳述ノ意味ニ就キ多少誤解ヲ生ジ居ル模様ナルヲ以テ本官ハ飛行機或ヒハ航空設備ノ製造会社或ヒハ輸出会社トシテ登録シアル各位及各社ニ関シ茲ニ通告セントス

長官ノ陳述ハ空中ヨリノ非戦闘員爆撃ヲ明確ニ譴責シ居ル事實ヨリ見テ世界ノ如何ナル国ニ於テモスル行為ヲ實質上援助又ハ助長ス可キ飛行機或ハ航空設備ノ販売ニ対シテハ米國政府ハ嚴重ニ反対ナルハ關係各位ニ明瞭ナル可キ筈ナリ

従而此政策見地ヨリシテ本省ハ如何ナル飛行機、飛行機用兵装發動機、飛行機部品、同時属品、航空爆弾、或ヒハ魚形水雷ニ対シテハ軍隊ガ非戦闘員ヲ攻撃スル為ニ飛行機ヲ使用シ居ル国家ニ直接間接ノ如何ヲ問ハズ輸出ヲ認可スル所ノ許可証ヲ発行スル事ヲ欲セザルモノナリ

製造会社或ハ輸出会社ニシテ輸出許可ノ發セラレタルト或ヒハ今後輸出許可出願ノ意思アリタルトヲ不問飛行機或ヒハ航空設備ヲ空中ヨリ非戦闘員爆撃ニ使用シ居ル国ニ販売スハ輸出ス可キ契約上ノ義務ヲ既ニ有シ且之ガ破棄不可能ナル場合ニハ輸出許可出願前或ヒハ發行済許可ニ基キ輸出スル以前ニ該契約ノ条件ヲ本省ニ通知セラルル様希望スルモノナリ

【史料Ⅱ－5－13】

昭和十三年七月十二日

陸軍事務所

本田少佐殿

拝啓 益御清祥之段奉大賀候

一國務省通告之件

陳者本日弊本社ニ対シ左記ノ通り打電仕候間、此段御報告申上候

「七日附弊電参照、米國政府通知ニ対シテハ当分ノ間各社共無視スルコトニ

ナツタ

注文中ノ航空器材ノ為替送金期日繰上至急手配頼ム旨本田少佐ヨリ航空本部
総務部長ニ電報セラレタ故立川飛行機会社材料へ日本航空輸送会社予備品等至
急申出許可頼メ」

以上

【Ⅱ-5-14】

重役席御中

拝啓益御隆昌之段奉大賀候

一、ロッキード二型輸送機委託販売並ニ米国國務省対日航空器材輸出之件
陳者六月十三日主記一二型宣伝機之輸出許可ヲ米國務省ニ当方ヨリ出願仕候
処、十六日國務省ヨリロ社々長グロス氏ニテモ話シテ此際日本向飛行機之輸
出ヲ差控ヘル様忠告アリ、ロ社トシテモ政府ノ意ニ反シテ迄宣伝機ノ積出ヲ
決行スル勇氣無之、一時延引致度キ旨申出有之候

折角貴方ニテ関係各方面トモ連絡願ヒ、本宣伝ニ依リ将来ノ注文ヲ樂ニ致居
候ニ甚遺憾ニ有候モ此旨六月十七日別紙ノ通り架電申上候

國務省ノ日本向航空器材輸出ニ関スル方針ハ遂日強硬ト相成、此勢ヲ以テ追
ム場合ハ将来ノ輸出ニ支障ヲ来ス恐れ有之候モ陸軍注文ロッキード二〇台及
海軍注文シバスキー二〇台ハ既ニ輸出許可済ミテ注文中ノモノトシテハ、日
本航空輸送会社注文ロッキード五台ノミニ有之候

從テ上記一二型宣伝機ヲ政府ニ対スル氣兼ニテ積出中止スル場合ハ未許可ノ
五台ニ対スル許可獲得ニモ影響可致、中立法變動セラレ居ラザル現状ニ於テ
ハ寧ろ強引ニ決行スベキト考ヘ國務省ニ再三交渉ノ結果、漸ク二型許可証
入手仕候間、此旨重ネテ六月廿一日附別紙ノ通り架電申上候

右許可入手ノ旨ロ社ニモ早速移牒ノ上積出ス様指図仕候得共、グロス氏ハ之
ニ応セズ米政府ニ睨マルルコトヲ強度ニ恐れ少クモ二ヶ月仕延期スル様懇願
有之、余リ此理押テスルコトハ今後ノ対ロ社関係ニモ悪影響ヲ来スト考ヘ、
之ニ同意スルノ止ムナキニ至り候

六月二十三日パーカー氏ノ滞在ニ関シ別紙ノ通入電ニ接シ、同日口社ヨリ直接指図スル旨御返電申上候、國務省ノ対日航空器材輸出ニ関スル方針態度ニ就テハ当方関係各メーカーヨリ種々情報ヲ得、一々当地陸海軍監督官事務所ニ報告仕リ、充分警戒ヲ要ス可キ旨忠告致参リ候ニ反シ、三井ヨリハ Wright Aeronautical corp ガ非常ニ楽感的態度ヲ持ち居ルトノ情報アリ余り問題ヲ重大視居ラレザリシモ、七月五日ニ至リ、別紙ノ如キ七月一日附國務省書面入手俄然形勢一変仕候

中立法発動ナキタメ書面上ニハ輸出禁止ヲ明記致シ戻ラズ候得共、文意ハ明ニ日本ニ対スル航空器材ノ輸出禁止ニ有之、字句ノ法律の解釈ニ就テハ、七月八日附別紙ノコト、弁護士書面御参照被下度候

七月六日附貴電別紙ノ通リ拝誦、翌七日今後対策ニ付関係各方面ト接渉中ナル旨御返電申上候

此後大使館陸海軍武官総領事及陸海軍監督官ト相談ノ結果、七月一日附國務省書面ニ回答スル場合ハ却テ日本ガ非戦闘員爆撃ニ従事シ居ルコトヲ認メル結果ト相成候間、更ニ何等カノ通告アル旨黙殺スルコトニ一決、各社共回答セザルコトニ致候

尚次回議會ニ於テ中立法ヲ修正シ侵略国ニ一方の輸出禁止ヲ実施スル様ニ相成候空多分ニ有之候間、目下注文中ノ航空器材ニ対シ、為替許可取急ク様、本田少佐ヨリ七月十一日航空本部総務部長ヘ左記ノ通リ打電仕候

「米国ニテ購買中ナル航空器材ニ対スル大蔵省ノ許可セル為替送金期日繰上ニ関シ各関係会社ヨリ申出スルモノニ対シテハ至急取計ハレ度、尚現在ノ情勢ニ関シテハ七月九日附参謀次長宛米電第六四号参照セラレ度」

上記ノ通リ各社ノ態度決定仕候間、此旨七月十二日別紙ノ通リ御架電申上ゲ同時ニ立川及日本航空輸送ノ材料並ニ予備品ノ注文ヲ至急確定、許可御獲得被下様御願申上候

御参考迄 Christian Science Monitor ヨリ「フエヤチャイルド」会社宛六月十四日附電信写茲許同封仕候、上ト同様ノ電信ヲ各飛行機製造会社ニ出シ居候現状ヨリ見テ今後注文ノ航空器材積出ニハ相当ノ支障アルハ覚悟致居候得

共、中立法修正セラルレバ輸出ハ全然不可能ト相成候間、陸海軍及民間会社
ニテ火急ヲ要スルモノハ此際大至急注文御決定被下度御願申上候

先ハ右御報告迄如斯御座候

敬具

同封

- 一、七月六日附貴電
- 二、七月七日附貴電
- 三、七月十二日弊電
- 四、七月一日附国務省通告写
- 五、七月八日附ハント弁護士書面写
- 六、christian science monitor 電報写

【史料Ⅱ－5－15】

紐育支店長宛 昭和拾参年拾月参日 商事会社重役席発

米国政府中立法規発布ノ機運濃厚発布トナラバ飛行機積出ハ絶対不可能
ナランモ飛行機材料及ビ部分品ニ対シ積出出来得ル良法ナキヤ研究ノ上
詳細電報セヨ

重役席

【史料Ⅱ－5－16】

本社宛 十三年十月十三日 紐育支店発

十月十一日附弊電ロッキードノ件、日本軍南支攻撃開始ノ為、米国政府ノ日
本向飛行機輸出取締一層嚴重トナル模様ナリ、ロッキードハ解体部分品トシ
テ輸出シ技師職工二、三十名派遣ノ上、日本デ組立スレバ納期モ早ク又比較
的容易ニ輸出許可証モ取レル見込

【史料Ⅱ－5－17】

昭和十三年十一月三十日

本社重役席御中

拝啓益御隆昌之段奉大賀候

一米国中立法修正之件

陳者主記中立法修正ニ関スル十一月廿八日附 New York World-Telegram 紙及廿九日附 New York Herald Tribune 紙、切抜御参考迄茲許同封御高覧ニ供申候

去ル七月十六日附弊状中ニ「次回議會ニ於テ中立法ヲ修正シ侵略国ニ一方的輸出禁止ヲ実施スル空氣多分ニ有之」云々ト御報告申上置候得共果シテ事実トナリ修正案起案中ノ模様ニ有之候、議會ヲ通過スルヤ否ヤ多少疑問ニ被存候モ、今後ノ模様ハ更ニ逐次御報可申上候

尚過日ロッキード社長グロス氏来社致シ対日航空器材之輸出方法ニ関シ協議仕候得共、目下ノ処左記ニ方法ヨリ良法ナキ旨申居候

一、一二台宛目立タヌ様ニ飛行機ヲ輸出スルコト「ダグラス」モ此方法ヲ採用シ居ル由

二、日本ニ組立工場ヲ設ケ、米国ヨリ加工材料ヲ積出シ日本内地ニ於テロ社技師指導ノ下ニ組立ヲ為スコト

第一案ハ報導サルルガ如キ中立法修正案、可決セラルレバ実行出来ズ候モ

第二案ハ有望ト被存候間貴方御意向御指示賜度御願申上候

先ハ右要用迄如斯御座候

敬具

【史料Ⅱ-5-18】

昭和十四年二月二日

重役席御中

拝啓益御隆昌之段奉大賀候

一米国中立法ノ件

陳者中立法ガ第七十六議會ニ於テ修正セラル可キ空氣有之ルコトハ前便ヲ以テ度々御報告申上置候得共、去ル一月三日ヨリ議會開会シ今日迄右修正案ハ上提セラレズ候モ、近ク上提ノ運ビト相成候コトト被存候、修正案可決ノ場合ハ直チニ御報可申上候得共、今日迄中立法ニ関シテ新聞紙等ノ報ズル処ヲ御參考迄

断片的ニ御報告申上候

(一) 一月四日議會ニテ為セル大統領ノ演說中ニ

At the very least, we can and should avoid any action, or any lack of action, which will encourage assist or build up any aggressor. We have learned that when we deliberately try to legislate neutrality, our neutrality laws may operate unevenly and unfairly may actually give aid to an aggressor and deny it to the victim. The instinct of self-preservation should warn us that we ought not let that happen anymore

ト述べ政府ハ中立法修正ノ意思アルコトヲ明ニセリ

尚演說中他ノ個所ニ於テ世界平和ヲ脅威スル国家ニ對シテハ economic sanction ヲ以テ之ニ對抗スベキ事ヲ政府ハ考慮シ居ルヲ意味スル点アルモ中立法ヲ撤廢スベキカ、或ハ如何ニ之ヲ修正スベキカ何等具体的ニ政府ノ意向ヲ示シ居ラズ、上下兩院議員モ各此解釈ヲ異ニセリ、乍併大統領ガ現行中立法ガ公平ニ実施シ居ラレザルト云フ理由ハ「スペイン」内乱及日支事變ヲ指シ居ルコト明白ニシテ、其ノ真意ハ「スペイン」「ローヤリスト」ニ對スル輸出禁止解除、並ニ侵略國タル日本ヘノ一方の適用ヲ指シ居ルモノト想像サル

二、昨年度ノ上下兩院議員選舉ノ結果共和党優勢トナリ、大統領希望ノ如キ中立法修正ガ今議會ヲ通過スルヤ否ヤ甚ダ疑問ニシテ、当方ニテ今日迄入手ノ情報ニ依レバ仮令幾分ノ修正スルニセヨ現行法ト大差ナキモノタル可シトノ見通シナリ

三、House Foreign Affairs Committee ノ委員長タル、S.D.McReynolds 氏病氣靜養中ナルタメ目下ノ処何日頃ヨリ委員會開始セラルルヤ判明セザルモ、所謂 Cash and Carry clause ガ本年五月一日ヲ以テ終結セラルルヲ以テ近ク委員會開會セラルルト想像サル Senate Foreign Relations Committee 委員長 Ken Pittman ハ排日論者ナルモ中立法ニ於ケル大統領權限拡大ニハ反對的態度ヲ持シ居ルトノ報導アリ

四、中立法修正ニ関シテハ上記ノ通り現在ノ処、議論區々ナレ共、實質ニ於テ

ハ事実上対日航空機輸出禁止ガ実施セラレ居ル実情ナリ

夫ハ去ル一月九日軍需統制局ノ議會ヘノ年次報告ニ於テ非戦闘員ヲ爆撃スル国ニ対シテハ航空器材ノ輸出ヲ歓迎セズト云フ、國務省ノ方針ニ一大例外ヲ除キ、全民間業者ノ協力ヲ得タ旨ヲ述べ 七月一日附國務省通達ノ内容ヲ公表シ更ニ其結果トシテ、日本ヘノ航空器材輸出ハ漸減シ遂ニ十一月ニ至リ許可証發行ハ皆無ニ至レル至ヲ述べ居レリ

上記ノ例外ニ就テハ報告中ニ会社名ヲ記載セザリシモ一月十四日ニ至リ、國務省ヲ其内容ヲ暴露シ、國務省ノ方針ヲ遵奉セザル例外トハ United Aircraft Corp ニシテ、同社ハ十二月中ニ日本向 Propeller Blade Forgings 六〇〇本計十萬二千弗ノ輸出許可証ヲ取得セリト説明シ、之ヲ同時ニ各新聞ニ公表セル為同社ハ直チニ今後対日商売ヲセヌ事ヲ政府ニ誓約シタリ、御参考迄上記ノ説明ヲ同封ス、斯ノ如ク会社名ヲ指摘スルコトハ全ク例外的行為ニシテ其意図スル所ハ

- 1、國務省ガ其方針ニ忠実デナイ者ニ対シ制裁トシテ其名前ヲ公表シ与論ノ非難ノ前ニ立タシメントシ居ルコト
- 2、更ニ進ンデ斯ノ如キ会社ハ今後ニ於ケル空軍ノ拡張ニ際シテ米政府ヨリ注文ノ割当ナキヤモ知レザル事ヲ暗黙裡ニ示シ居ルコトト思考サレ、輸出許可出願アリタル場合、國務省トシテハ之ヲ拒否スル法律の權限ナキタメ裏面ヨリ所謂 Moral Ban ヲ為シ居ルモノト解釈セラル

五、米国ニ於ケル最有力会社ノ一タル Curtiss Wright Corp ハ昨年七月書面ヲ以テ國務省ノ方針ニ協力スル旨誓約シタル由ニテ、ライト發動機、カーチスプロペラーノ輸出ハ從テ今更不可能ナリ

斯ル実情ニテ輸出許可証ヲ要フト航空器材ノ輸出ハ殆ンド今後不可能ト被存候、更ニ今議會ニ提出中ノ空氣大拡張案通過シ、民間製造会社ニ発注セラルル場合ニハ各社能力モ大量ノ輸出注文ヲ引受クル余地ナキニ至ルモノト予想セラレ候間、此点ヨリ見テモ悲觀的結論ニ到達仕候

尚、当方ニテ實際当面シタル中立法ノ問題トシテ陸軍注文ノ「オートジャイロ」有之、本件ニ関シテハ今日迄ノ大略経緯本日陸軍係宛御報告申上候

間、併セ御高覧賜度御願申上候

先ハ右御報告迄如斯御座候

敬具

【史料Ⅱ－5－19】

昭和十四年十二月二二日

本社重役席御中

拝啓益々御隆昌之段奉大賀候

一航空器材輸出禁止之件

陳者非戦闘員爆撃ヲ為シ居ル為ニ対スル航空器材輸出禁止ニ関シ米国國務省ヨリ十二月十二日附ヲ以テ別紙写ノ通リ来信有之候

上記書面ノ直接目的ハ「フィンランド」ヲ空爆シ居ルロシヤニ対スルモノト推察仕候モ日本モ之ニ含入サレ居ルコト明ニテ目下注文中ノライト発動機並ニ「ロッキード」部品等大至急積出ヲ完了スル様督促致居候、先ハ右要用迄如斯御座候

敬具

【史料Ⅱ－5－20】

米国ノ輸出統制

一、武器輸出統制

一九三五年制定ノ米国中立法ハ交戦国ニ対スル武器弾薬及戦闘用具ノ輸出ヲ禁止シ居リシガ、一九三九年十一月四日大統領署名ニ依リ効力ヲ發生シタル改正中立法ニ於テ右禁止条項ハ撤廃セラレタリ

但シ武器・弾薬・戦闘用具・屑武カ及「ヘリウム」瓦斯輸出ハ一九三五年八月三十一日ノ上下両院合同決議ニ基キ設立セラレ國務長官管理下ニ在ル National Munitions Control Board ノ發給スル許可証ニ依リ依然統制サレ居レリ

二、道義的輸出禁止（モラル・エムバーゴ）

國務省ハ一九三八年七月一日附書翰ヲ以テ登録サレタル飛行機製造家及輸出

業者者ニ対シ「米国政府ハ世界何レノ地ニ於テ行ハルルヲ問ハズ、市民爆撃ヲ補助シ又ハ之ヲ助長スル結果ヲ齎スベキ飛行機乃至航空装置ノ売渡シニハ極力反対ナル旨ヲ伝ヘ暗ニ市民爆撃ヲナシ居ルヤニ伝ヘラレ居リタル、日本ヘノ飛行機輸出ヲ自制スル操業者ニ訴フル所有リタリ、称シテ「モーラル・エムバーゴ」ト言フ

其後蘇芬戦争勃発スルヤ、一九三九年十二月二日市民爆撃ヲナス国ニ対シ飛行機及其ノ製造ニ必要ナル材料ノ道義的輸出禁止ヲナシ次イデ十二月十五日「モリブデナム」及「アルミニウム」ヲ更ニ十二月二十日高級「ガソリン」製造ニ必要ナル設計装置、製造機及技術的「インフォメーション」ヲ禁止品目中ニ追加セリ

然ルニ対蘇「モーラルエムバーゴ」ハ一九四一年一月二十一日附「ウエールズ」国務長官ヨリ「オウマンスキー」蘇聯大使宛書翰ヲ以テ解除セラレタリ

三、国防強化促進法 (An act Expedite the Strengthening of the National Defense)

第六条ニ基ク輸出統制

一九四〇年七月二日大統領署名公布セラレタル国防強化促進法第六条ニ依リ大統領ハ国家ノ利益ノ為必要ト認メタル場合、軍事的装備、軍需品又ハ其ノ部分品、又ハ機械、工具、又ハ其ノ製造、使用又ハ運転ニ必要ナル材料又ハ補給物ノ輸出ヲ禁止シ、若ハ縮減シ得ル権限ヲ附與セラレタリ

尚本法ニ基ク輸出統制ノ實際ハ輸出統制官 (Administrator of Export Control) ニ依リ行ハルルモノニシテ、大統領ハ右統制官ノ勸奨ニ基キ輸出制限乃至禁止ニ関スル大統領令ヲ発ス、但シ輸出許可証ハ国務省ニ於テ発給スルモノナリ、

本法制定以来統制セラレタル品目表左ノ通り

【表】 大統領布告または行政命令

日付	発行日	統制の程度	品目
1940年7月2日	1940年7月5日	許可制	1、武器、弾薬および戦闘機（1937年5月1日付大統領令2237号ニテ定義シアルモノ） 2、左記基本原料及之を含む生産物 アルミニウム アンチモニー 石棉 クロミウム 棉粒繊維（コットン、リントース） 亜麻 黒鉛 獣皮（牛馬皮） 工業用タイヤモンド マンガニーズ マグネシウム マニラ麻 水銀 雲母 モリブデン 光学硝子 白金属の金属 水晶 規那塩 護謨（ゴム） 生糸 錫 トルオール（Toluol） タングステン ウアナチウム 羊毛 3、化学製品 アンモニア及同化合物 塩素 ダイメチルアニリン ダイフェニルアミン 硝酸 硝酸塩

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

			ニトロセルローズ（窒素含有量12%以下のもの） 曹達ライム 無水醋酸ソチウム ストロンチウム化合物 硫酸 四、飛行機部分品装置及附属物（1937年5月1日大統領布告記載外のもの） 甲鉄板（同前） 防学硝子 プラスチック（optically clearのもの） 制火器（fire control instruments）ノ光学的部分飛行機用機械等 工作機械 左記金属機械 (1) 溶解又ハ鋳型用 (2) 圧型用 (3) 切断又は研磨用（動力用） (4) 鋸接用
1940年7月25日	1940年8月1日	許可制	1、石油製品 (イ) 航空機用燃料（high octane gasoline, hydrocarbons, and hydrocarbon mixtures (including crude oils) boiling between 75° and 350° F. which with the addition of tetraethyl lead up to a total content of 3 c.c. per gallon will exceed 87 octane number by the A.S.T.M. Knock Test Method; or any material from which by commercial distillation there can be separated more than 3% of such gasoline, hydrocarbon or hydrocarbon mixture. (ロ) 航空機用潤滑油 (Aviation Lubricating of 95 or more seconds Saybolt Universal Viscosity index of 85 or more) 2、「テトラエチル、レッド」 純粹の「エトラエチル、レッド」「エチル」液、又ハー「ガロン」ニ付、三立方糎以上の「テトラエチル、レッド」ヲ含ム混合液 3、屑鉄及鋼（一級品）
1940年7月31日	1940年8月1日	禁止	航空用「ガソリン」の西半球諸国以外への輸出禁止

1940年9月12日	同日	許可制	航空機燃料又ハ「テトラエチルレッド」製造用装置、又ハ之ニ関連スル凡ユル設計図他書類及航空機又ハ同機関製作用設計図、其他書類
1940年9月26日	1940年10月16日	許可制及禁止	1940年 7 月26日附大統領令ニ依ル屑鉄一級品 (No1 heavy melting steel Darap) ニ対スル輸出許可ノ未使用分ヲ無効トシ、両半球諸国及英国向本品輸出ニ対シテハ許可証ヲ発給ス
1940年9月30日	1940年10月1日	許可制	制火器 (fire control instruments) 軍用探照燈、航空写真器及其他光学的要素ヲ含ム軍用装置
1940年11月25日	1940年12月11日	許可制	古手工作機全部及其他工作機械四〇種
1940年12月10日	1940年12月30日	許可制	鉄鋳、銑鉄、鉄合金、及指定ノ鉄鋼製品及半製品 右ニ関シ英帝国及西半球諸国ヘハ輸出許可其他諸国ヘハ当分ノ間国防ノ許ス限り大体平常又ハ戦前ノ輸出数量ヲ許可スル筈ト声明サル
1940年12月20日	1941年1月6日	許可制	1, Bromine 2, Ethylene 3, Ethylene dibromide 4, Methylamine 5, Strontium Metals and Ores 6, Cobalt 7, Abrasives and abrasive products containing emery, corundum or garnet, as well as abrasive paper and cloth 8, Plastic molding machine and presses 9, Measuring machine 10, Testing machines 12, Balancing machines 13, 揚水ポンプ 14, 工業用「ダイヤモンド」附工具 15, 航空機用潤滑油製造用装置及設計
1941年1月10日	1941年2月3日	許可制	銅真鍮及青銅、亜鉛、ニッケル、苛性加里 (ポタッシュ)
1941年2月4日	1941年2月10日	許可制	1, 油井機械及油精製機械 (部分品ヲ含ム) 2, ラジウム 3, ウラニウム 4, 犢皮及小獣皮 (kip skins)

1940 年前後の大倉商事紐育支店の研究 (2)

1941年2月4日	1941年2月15日	許可制施行 細則の改正	1940年12月10日附大統領令ニ依リ輸出許可証ヲ要スル鉄鋼関係品目表ノ改正ニシテ右ニ依リ要許可品目中ニ加ヘラレタルモノノ中本部ニ最モ重要関係アルモノ左ノ通り 石油罐ノ類 (Metal drums and containers, filled or unfilled for oil, gas, and other liquids).
1941年2月25日	1941年2月25日	許可制	1, Beryllium 2, Graphite electrodes 3, Aircraft pilot trainers
1941年2月25日	1941年3月10日	許可制	1, ハシリドコロ (Belladonna) 2, アトロピン (Atropine) 3, 靴底革 4, 調帯革
1941年3月4日	1941年3月10日	許可制	1, カドミウム 2, カーボン、ブラック 3, ココナット油 4, コブラ 5, Cresylic Acid and Cresols 6, 輸出統制品目タル植物油ヨリ生産サレタルハ脂肪酸 7, グリセリン 8, 棕櫚実油及棕櫚実 9, 松精油 10, 石油コークス 11, シエラツク 12, チタニウム
1940年3月4日	1941年3月24日	許可制	1, 黄麻 2, 鉛 3, 硼砂 4, 磷酸塩
1941年3月4日	1941年4月15日	許可制	1940年7月2日大統領署名公布ノ国防強化促進法第六条ニ依リ輸出ヲ禁止シ、又ハ許可制ニ置カレタルモノノ生産製造又ハ組立テニ使用シ得ル模型、設計図、写真、写真原板、書類、又ハ其他ノ物、又ハ材料又ハ此等ノ物又ハ材料ヲ組成スル主成分又ハ媒介物